

令和3年度

# 事業計画書



社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

※ 「新型コロナウイルス感染症」については、「新型コロナ」と記載しています。

# 目 次

I 事業推進の重点	1
-----------	---

II 事業計画	7
---------	---

## ＜1＞安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進

1 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）	7
2 成年後見制度活用促進の支援	8
3 福祉サービスの苦情対応（運営適正化委員会）	9
4 生活福祉資金貸付事業	10
（1）生活福祉資金貸付事業（新型コロナに係る特例貸付除く）	10
（2）新型コロナの影響をふまえた緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付	12
5 臨時特例つなぎ資金貸付事業	13
6 受験生チャレンジ支援貸付事業等貸付事業	14
7 児童養護施設退所者等への自立生活支援	16
（1）自立生活スタート支援事業	16
（2）児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	17
8 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	18
9 児童の自立促進に関わる事業	19
（1）ヒカリ興業奨学基金	19
（2）自立援助促進事業	20
（3）児童福祉友愛互助会（杉浦・西脇）基金	21
10 多重債務者生活再生事業の基金の管理・運用および運営費助成	22
11 東日本大震災による都内避難者への支援	23

## ＜2＞福祉水準の向上を支える基盤の強化

1 経営支援事業	24
2 経営相談事業	24
3 介護現場におけるハラスメント対策事業	25
4 各種損害保険の案内	25
5 東京都福祉人材センター	26
（1）福祉人材情報事業	26
（2）福祉人材対策推進事業	29
（3）研修事業	30
6 福利厚生事業	31
（1）従事者共済会	31
（2）福利厚生センター東京事務局	32
7 東京善意銀行	32

### ＜3＞ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進

1	ネットワークの拡大と構築	33
2	分野別、課題別、テーマ別の活動の推進	34
(1)	施設部会連絡会、障害者福祉連絡会、児童・女性福祉連絡会	34
(2)	東京都地域公益活動推進協議会	35
(3)	東京都における災害福祉広域支援事業の推進	36
(4)	新型コロナウイルス感染発生施設への応援職員の派遣調整	37
(5)	障害者支援施設等支援力育成派遣事業	37
3	業種別部会の活動推進	38
(1)	区市町村社会福祉協議会部会	38
(2)	東京都高齢者福祉施設協議会	38
(3)	東京都介護保険居宅事業者連絡会	39
(4)	医療部会	39
(5)	更生福祉部会	40
(6)	救護部会	40
(7)	身体障害者福祉部会	41
(8)	知的発達障害部会	42
(9)	東京都精神保健福祉連絡会	43
(10)	障害児福祉部会	43
(11)	保育部会	44
(12)	児童部会	45
(13)	乳児部会	46
(14)	母子福祉部会	47
(15)	婦人保護部会	47
(16)	社会福祉法人経営者協議会	48
(17)	更生保護部会	48
(18)	住民参加型たすけあい活動部会	49
(19)	民間助成団体部会	49
4	東京都民生児童委員連合会	50
5	東京ボランティア・市民活動センター	51
(1)	多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体的な参加の促進、支援	51
(2)	一人ひとりのより良い生活と地域社会をめざしているボランティア、 NPO等の市民活動の推進、支援	52
(3)	幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進	53
(4)	区市町村ボランティア・市民活動センター等中間支援組織及び自治体と 連携、協働した活動の推進	54
(5)	東京ボランティア・市民活動センターの組織、運営の強化	55
6	東京善意銀行	56

#### < 4 > 地域の取組みの支援と普及

- |   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 区市町村社会福祉協議会との協働        | 57 |
| 2 | 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成等 | 59 |
| 3 | 社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動の推進 | 60 |

#### < 5 > 情報発信と提言

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 調査研究             | 61 |
| 2 | 戦略的広報事業          | 62 |
| 3 | インターネットを活用した情報発信 | 63 |
| 4 | 福祉広報             | 63 |
| 5 | 出版事業             | 64 |
| 6 | 東京都社会福祉大会        | 64 |
| 7 | 地域福祉推進委員会        | 65 |

#### < 6 > 東社協法人基盤の強化

- |   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 法人運営の強化            | 66 |
| 2 | 「地域における公益的な取組み」の実施 | 67 |
| 3 | 事務局運営の強化           | 68 |

(資料)

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| * | 令和3年度東京都社会福祉協議会法人組織   | 69 |
| * | 令和3年度東京都社会福祉協議会事務局組織  | 70 |
| * | 令和3年度東京都社会福祉協議会主要会議日程 | 71 |

## I 事業推進の重点

令和3年度は、平成31年度（2019年度）からの3年間にわたる『東社協中期計画』の最終年度となります。中期計画では、共通目標に「東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進」を掲げ、6つの重点目標を設定するとともに、すべての事業に中期目標を定めています。これらの目標を着実に達成するべく、『令和3年度事業計画』では、東社協の基本的な役割に基づく以下の6項目を事業推進の重点とした取組みをさらにすすめます。

### < 1 > 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進

- 東京における「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の進捗状況を検証し、必要な対応や見直しを図るとともに、地域福祉権利擁護事業および成年後見制度の関係職員に対して、意思決定支援に関する資質とスキルの向上を図ります。
- 福祉サービス運営適正化委員会では、地域福祉権利擁護事業の適正な運営の確保を行います。また、福祉サービス利用者からの苦情を適切に解決するために委員会活動による苦情解決をより一層充実させるとともに、コロナ禍をふまえ、利用者に身近な地域にある区市町村苦情対応機関への研修や連携した取組みを推進します。また、福祉事業者、とりわけNPO法人などの小規模事業者や株式会社における苦情解決や権利擁護の取組みを着実にすすめるため、関係部会とも協働し、事業者向けの研修や情報発信の強化に努めます。
- 生活福祉資金貸付事業等については、適正な貸付事業実施のため、国等の関連施策改正・見直し（2年4月の高等教育無償化、4年3月の年金担保貸付事業廃止、4年4月施行の民法改正等関連施策の見直し・改正等）に適切に対応するとともに、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行います。うち、新型コロナ特例貸付については、生活困窮世帯への対応検討、貸付後の償還免除の手順・債権管理体制の構築等の検討を行います。特に、引き続きコロナ禍をふまえ、生活困窮世帯への支援策について貸付事業の視点からの対応を検討していきます。また、各貸付事業の業務マニュアル等を整備し確実に事業継承できる取組みをすすめます。
- 東日本大震災の発災から10年が経過し、都内避難者への支援事業については、円滑な事業終了と地域への移行を視野に入れ、引き続き、区市町村社協、

東京都等と連携した取組みを推進します。

## ＜ 2 ＞ 福祉水準の向上を支える基盤の強化

- 経営支援事業では、経営相談事業や社会福祉法人経営者協議会等との連携により、規程集の改訂など、社会福祉法人の経営全般に係る支援の充実を図ります。
- 東京都福祉人材センター人材情報室では、コロナ禍で雇用情勢が大きく変化し新たな求職者が増えるとともに、オンライン化など情報の流通も大きく変化し、情報発信のあり方にも一層の工夫が必要となっていることもふまえ、相談斡旋事業において、新たな求職者を福祉業界へ積極的に迎えるための幅広い情報発信とオンライン等の手法を活用した丁寧なマッチングに努めます。また、次年度からの「福祉のお仕事（COOL システム）」のシステム改修に向けた働きかけを行うなど、職業紹介機能の強化を行います。加えて、地域密着相談面接会の積極的な開催や、ハローワークや大学等との連携を強化し、各種事業の開催の工夫を図り、福祉人材の確保を目指します。このほか、新たに「介護現場におけるハラスメント対策事業」を従来事業と一体的かつ効果的に実施し課題を発信するとともに、各事業と連携しながら新たに「介護分野就職支援金貸付事業」等を着実に実施し、転職者が一定の資格を取得して福祉業界へ参入することの促進に努めます。
- 人材対策推進室では、新型コロナの影響で新たな求職者に未経験者の割合が高いことをふまえ、東京都福祉人材対策推進機構を運営し、2年度の専門部会での「福祉人材センターのあり方」の検討をふまえ、新たな求職者を積極的に迎えることを目標に、情報発信の強化と定着を高めるための事業者支援等を推進します。一方、転職者等の未経験者や次世代に向けた普及啓発事業では、体験型の事業の実施が困難な状況にあることをふまえ、新たに実施する教員向け啓発事業「フクシを知ろう！教員向けセミナー」との効果的な連携、実施に努めつつ、情報発信の強化も併せた取組みをすすめます。
- 東京都福祉人材センター研修室では、新型コロナの状況をふまえ、自主研修事業については、事業の採算性を重視し実施可能な研修を企画します。「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」等の集合型研修は、対象となる階層を絞り年度後半の開催とし、学習効果を高めるため定員や受講料についても再設定を行います。重点テーマ強化研修は2年度の取組みをもとにモデル研修を実施し、今後の本格実施につなげます。年度前半は、有料WEB研修を重

点的に実施し、事業所における学びの機会を提供します。東京都委託の「認知症介護研修」は、コロナ禍での開催に向けた対応等を引き続き都と協議し、適切に運営するとともにeラーニング化の流れをふまえ、導入に向けた検討、実施を行います。その他の委託研修についても東京都と協議の上、実施します。

- 従事者共済会では、金融市場の動向等をふまえ、退職共済事業の安全で安定的な運営を行うとともに、事務の効率化と契約施設・団体へのサービス向上のため従事者共済会システムの普及をすすめます。また、福利厚生センター事業の充実を図り、会員の拡大と福祉人材の定着を目指します。

### **< 3 > ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進**

- 国や東京都等の動向、制度改正・報酬改定等の動向、さらに新型コロナの感染状況等をふまえ、業種別連絡協議会の施設部会等において、経営基盤の整備に取り組むとともに、利用者支援の充実・向上のための研修・調査研究・提言活動を推進します。また、部会活動における、①人材の確保・育成・定着の取組みの推進、②災害時の福祉支援の取組みの推進、③地域公益活動の推進について、東社協の他事業との連携・協働をすすめます。
- 東京都地域公益活動推進協議会について、3か年ビジョンに基づき、事業の着実な推進を図るとともに、4年度の全法人加入に向けた取組みを行います。また地域共生社会づくりに向けて、区市町村ネットワークをプラットフォームとし、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員と連携し、地域ニーズに応える社会福祉法人の地域公益活動の推進を図ります。
- 東京都災害福祉広域支援ネットワークの実効性を高めるため、研修や訓練等を通じ、自治体・職能団体・業種別部会との具体的な連携・協働のしくみづくりをすすめます。また、施設部会連絡会と連携し、災害時の会員施設の被害状況等把握システムの利用訓練を行うほか、部会における活用方策の検討を支援します。なお、ボランティア保険のWEB化に引き続き、都内発災時を想定した災害ボランティアセンターの円滑な活動環境の整備について、東京ボランティア・市民活動センターと連携し検討を行います。
- 新型コロナ感染発生施設への応援職員の派遣事業については、会員施設への周知徹底を図るとともに、派遣要請時には迅速な対応を図ります(高齢、障害、児童養護等)。
- 東京都及び関係部会等と連携し、新規事業である「介護現場におけるハラス

メント対策事業」「障害者支援施設等支援力育成派遣事業」を着実に実施します。

- 東京都民生児童委員連合会事務局では、「新しい生活様式」を実践する中でも、民生児童委員活動を通じた地域とのつながりや仲間とのつながりが維持・継続・発展できるよう、東京版活動強化方策をもとに各種事業を着実に遂行します。特に、①班活動のさらなる推進をめざし、好事例やノウハウを収集・提供し全都で共有します。②民生児童委員の存在や役割の理解を広めるとともに、内外からの信頼感が得られるようさまざまな機会を通して民生児童委員協議会の組織強化を図ります。③児童委員ならびに児童委員協議会としての役割を確認し、児童委員活動を推進します。
- 東京ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動のすそ野を広げる推進体制の強化として、新型コロナの影響を大きく受けるボランティア・市民活動について、より多様な方法やツールを通じた情報提供機能の強化を図り、利用者に有効な情報発信力向上の取組みをすすめます。また、延期の上、今年度開催予定のオリンピック・パラリンピックでのボランティア活動が地域で定着する働きかけを行うとともに、2年10月設立の「東京都つながり創生財団」との連携で、多様な団体とのネットワークを推進します。加えて、引き続き企業のボランティア活動、社会貢献活動を支援します。災害に関しては、東京都災害ボランティアセンターのあり方について、アクションプラン推進会議での意見交換を行うとともに、東京都総合防災部や生活文化局との協働方策についても協議をすすめます。また、アクションプラン推進会議の新団体設置に関して、幹事団体や東京都と検討協議をすすめます。このほか、今年度はセンター設立40周年に当たるため、事業の振り返りを行います。
- 東京善意銀行では、寄附文化醸成のため、企業・団体や都民の参加につながるよう、情報発信を強化します。また、福祉施設と企業・団体等の寄附者の相互理解を促進するよう取組みを行います。

#### **< 4 > 地域の取組みの支援と普及**

- 重層的支援体制整備事業をはじめとする施策動向に的確に対処しつつ、「東京らしい地域共生社会づくり」、「包摂・共生型の地域社会づくり」の推進に向けて、以下の取組みをすすめます。

① 都内各区市町村において包括的な支援体制の構築をすすめるにあたり、

重層的支援体制整備事業が提起する事業チャート（プロセスモデル）を受け止めつつ、これをどう具現化するか。その方向性と戦略を明確にし、以下の各点への反映を含め、具体的な対応を図ります。

- ② 地域づくりをすすめるコーディネーターの着実な育成と活動の推進を図ります。【人づくり】
- ③ 地域づくりをすすめるコーディネーターと、社会福祉法人（地域公益活動の区市町村ネットワークを含む）や民生児童委員をはじめとする関係者による協働体制（東京モデル）の確立に向けて、区市町村の代表者の交流・情報交換等の機会を設け、気運の醸成を図ります。【ネットワークづくり】
- ④ 地域福祉計画の所管課（区市町村行政）を交えた情報交換会の開催等により、「包摂・共生型の地域社会づくり」に向けた包括的な支援体制の確立を図ります。【しくみづくり】

## ＜ 5 ＞ 情報発信と提言

- 調査研究事業では、中期計画に基づき、①他の業界からの転職者等の未経験者の確保・育成・定着に資する検討とツールの作成②福祉の魅力可視化プロジェクトにより、中学生の職場体験等で活用できる冊子の活用促進と福祉現場の魅力を発信する動画の作成等に取り組みます。
- ホームページや「ふくし実践事例ポータル」等を活用し、地域の課題解決力を高めるための情報発信を強化していきます。そのために、各部室・担当における情報収集の強化、サイト活用の促進を行うとともに、各事業の情報発信まで含めた進行管理に取り組みます。
- 出版事業については、販売を促進するための方策、実施体制を検討し、3年度から段階的に体制整備を行いつつ、業務をすすめます。
- 地域福祉推進委員会では、2年度に地域福祉推進検討ワーキングにて取りまとめた報告書「東京らしい包摂・共生型の地域社会づくりをめざして～生きづらさや孤立に苦しむ人たちを包摂する地域社会のあり方について～」をもとに提言を取りまとめの上、普及啓発や推進に努めます。また、業種別部会連絡会や東社協各事業の取組み結果をもとに、東京における福祉課題を広くアピールし、求められる福祉の取組みやしくみの構築をすすめます。

## ＜ 6 ＞ 東社協法人基盤の強化

- 役員会の構成の見直しを行い、総合企画委員会の役員会との関係整理、位置づけの検討を行います。また、監事による業務監査の実質的な実施、内部監査の計画的実施、情報セキュリティ実施状況の監査について、取組み方策を検討し、実施していきます。
- 3年度までの中期計画の推進評価を行った上で、4年度からの新たな『東社協中期計画』を策定します。
- 将来的な東社協のネットワークの充実・拡大方策を検討し、現在の会員管理システム、会員制度のあり方の検討作業も含め、実施計画を作成します。
- 東社協職員の育成に向け、「東社協職員像」を念頭に研修体系を検討します。また、職員の人事体系、有期・無期職員の位置づけの見直しを中期的にすすめるための課題検討を行います。
- 今後、オンラインによる事業運営が拡大することを念頭に、東社協における情報セキュリティ基盤、IT環境、WEB会議実施スペースを整備するための取組みをすすめます。

## Ⅱ 事業計画

⊗ = 委託事業   ⊕ = 補助事業

### < 1 > 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進

#### 1 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）⊕

##### < 事業の目的 >

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利擁護を図り、これらの人が地域で安心・安定した生活を送れるよう、区市町村社会福祉協議会等と連携し、地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）を実施する。

##### < 当該年度の事業目標・事業のねらい >

昨年度に引き続き、区市町村社会福祉協議会等と連携し、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との一体的な推進を図る。あわせて、本事業の要である自己決定の尊重を重視した支援が展開できるよう、研修会等を通じて人材育成を図っていく。

##### < 当該年度の主な取組み >

センター長会議や業務連絡会等を通じて、訪問調査や実状調査によって把握した業務運営上の課題や工夫を共有し、適正かつ効果的な事業実施を推進する。

また、研修会の実施にあたっては、契約締結審査会における助言等を通じて得られた権利擁護の視点や考え方をふまえるとともに、意思決定支援を重視した内容を盛り込むことにより、それぞれの地域において本事業の目的にそった支援が展開されるよう取り組んでいく。【重点】

#### 〔地域福祉権利擁護事業実績〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
実施地区・団体	62	62	62
相談等	214,393	207,352	177,939
新規契約件数	1,025	947	795
解約件数	880	861	765
年度末契約中件数	3,753	3,839	3,869

\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

\* 相談件数は、実施社協・団体等からの東社協への相談及び実施社協・団体への利用者・関係機関等からの相談等の件数を表す。

## 2 成年後見制度活用促進の支援圏

### <事業の目的>

成年後見制度の一層の活用促進を図るために東京都が実施する「成年後見活用あんしん生活創造事業」の一部を受託し、実施する。あわせて、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との一体的な推進を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

今年度は国の成年後見利用促進基本計画最終年度にあたることから、この間、国において行われた個別の課題整理や検討結果、および国の動向等をふまえつつ、地域における総合的な権利擁護のしくみの中で推進機関・中核機関に求められる今後の役割や課題の整理を行う。

また、東京家庭裁判所および専門職団体との連携の強化を図りつつ、「地域と家庭裁判所(家裁)の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」を着実に推進する。

### <当該年度的主要な取組み>

#### (1) 区市町村成年後見制度推進機関への支援

テーマ別研究会議やフォローアップ研修等を通じ、国の動向等について推進機関・中核機関と情報共有を図るとともに、地域の中で求められる役割等について協議を行っていく。

【重点】

#### (2) 「地域と家庭裁判所(家裁)の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の推進

東京家庭裁判所や後見受任団体である福祉・法律分野の専門職団体との連携のもと、各地域の取組み状況や課題の把握を行うとともに、必要な対応を図ることにより、本人の意思決定支援と身上保護を重視した成年後見制度の運用をすすめていく。【重点】

### 3 福祉サービスの苦情対応（運営適正化委員会） 罫

#### <事業の目的>

社会福祉法第83条に基づき、東京都内において福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための活動を行う。また、身近な地域において福祉サービス利用者からの苦情の相談を受ける「東京都における苦情対応のしくみ」に基づき、総合相談と実務的調整の機関として、都民や関係機関等からの相談に応じた情報提供を行う。

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、現地調査や利用者からの相談対応を行い、事故の防止や課題の整理を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

- (1) 利用援助合議体において現地調査を実施し、調査を通じて明らかになった課題については地域福祉部と連携して改善に向けた取組みを推進することにより、地域福祉権利擁護事業の適正な運営確保を図る。
- (2) 苦情解決合議体での審議・助言・調査・報告等を通じて、適切な苦情解決をはかる。苦情解決にあたっては、区市町村の苦情対応機関との連携・協力を図りながら行う。
- (3) 区市町村の苦情対応機関での対応力の向上、事業所における苦情解決のしくみの構築がすすむよう研修や情報提供等を通じて支援する。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 地域福祉権利擁護事業の適正な運営確保

利用援助合議体において、コロナ禍における現地調査のしくみ（オンラインによるリモート調査の手法）を確立し、計画的に調査を実施する。

##### (2) 福祉サービス（社会福祉法第2条）の苦情解決

年々増える福祉サービスに関する利用者等からの苦情について、苦情解決合議体での対応を通じて適切に解決につなげる。なお、申出人や事業所調査など、コロナ禍における調査方法について検討する。

##### (3) 区市町村苦情対応機関への支援

区市町村苦情対応機関向けの研修をオンラインの活用を含め実施する。

#### [相談・苦情対応・調査等実績件数] (件)

	平成30年度	元年度	2年度
相談総件数	990	1,132	1,072
苦情対応件数(申出件数)	22 (10)	26 (4)	34 (13)
事情調査等回数	57	47	80
（事情調査数）	11	7	13
（巡回訪問数）	2	2	0
（利用援助現地調査数）	10	10	5
（申出案件事実確認数）	34	28	62

\* 2年度は3年1月末までの実績

## 4 生活福祉資金貸付事業

### (1) 生活福祉資金貸付事業（新型コロナに係る特例貸付除く）

#### <事業の目的>

東京における事業の実施主体として、事業の運用を定めるとともに、区市町村社協における相談支援の取組みや貸付・償還事務の支援、事業運営における業務を適正に行うことにより、生活福祉資金制度の目的である「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」の実現を図る。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。引き続きコロナ禍をふまえ、生活困窮世帯への支援策について貸付事業の視点からの対応を検討する。また、2年4月実施の高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）等に伴う運用変更の検証、さらに、4年3月廃止となる年金担保貸付事業廃止をふまえた運用検討や、4年4月施行民法改正（成年年齢）に伴う運用検討を行う。

#### <当該年度の主な取組み>

- (1) 貸付、償還業務にともなう低所得世帯等への相談支援、及び資金の貸付に伴う審査、決定、送金の適正な実施、及び貸付金の適正な債権管理の実施
- (2) 災害時等の特例貸付実施に向けた検討
- (3) 相談及び貸付・償還を通じた生活支援の取組み
- (4) 生活福祉資金貸付審査運営委員会の開催
- (5) 事業の適正な運営のための取組み 【重点】
  - ① 制度運用の整理及び見直しの実施  
2年4月実施の高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）等に伴う運用検証、4年3月の年金担保貸付事業廃止、4年4月施行の民法改正（成年年齢）等に伴う運用検討
  - ② 区市町村社協担当者への制度説明及び情報提供、生活支援活動促進のための研修、関係機関・団体等との連携による事業運営
  - ③ 指導検査の実施（15地区予定）

#### [資金の概要]

	資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの生活費	単身 15 万円、複数 20 万円
	住宅入居費	敷金、礼金等の入居費用	40 万円
	一時生活再建費	生活再建までの一時的な費用	60 万円
福祉資金	福祉費	出産、葬祭、転居、増改築、技能習得等の必要な費用	(資金の用途に応じ設定)
	緊急小口資金	緊急一時的に生計維持困難な場合	10 万円
教育支援資金	教育支援費	高校、大学等への就学に必要な費用	学校種別により設定 ※必要に応じ 1.5 倍まで可
	就学支度費	高校、大学等への入学に必要な費用	50 万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	土地評価額の 70% 程度 30 万円/月
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	土地建物評価額の 70% 程度 生活扶助額の 1.5 倍程度

## 〔貸付決定件数〕

(単位:件)

資金種類		平成30年度	元年度	2年度
総合支援資金		4	7	103,911
福祉資金	福祉費	188	129	60
	緊急小口資金	129	184	164,459
教育支援資金		1,762	1,392	916
不動産担保 型生活資金	不動産担保型生活資金	9	14	6
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	26	21	13
計		2,118	1,747	269,365

\* 2年度は3年1月末までの実績

総合支援資金は生活支援費の延長決定を含まない

総合支援資金、緊急小口資金は新型コロナに係る特例貸付を含む

## (2) 新型コロナの影響をふまえた緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付【重点】

### <事業の目的>

新型コロナによる経済への影響を受けた休業等による、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施（緊急小口資金特例貸付）。また、失業等により生活に困窮された方に、生活の立て直しのための安定的な資金の貸付を実施（総合支援資金（生活支援費）特例貸付）する。これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされたことに伴い、適切な債権管理のしくみを構築し、生活困窮者自立相談支援機関等と連携した生活困窮者への支援のあり方を検討する。事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。

### <当該年度の主な取組み>

特例措置の新規申請受付期限が2年12月末から3年3月末へ延長になり、総合支援資金特例貸付3か月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付を行うこととなり継続送金を行う。さらに3年2月から総合支援資金の貸付が終了した方への再貸付も実施することとなり、再貸付の継続送金も行う。なお、3年4月以降の新規貸付は本則で対応する。

また、4年4月以降に償還開始が延長となったことから、償還免除や債権管理に向けた必要な取組みを行う。

- (1) 借受世帯への相談支援、及び資金の貸付に伴う審査、決定、送金の適正な実施
- (2) 貸付金の償還、償還免除の適正実施
- (3) 相談及び貸付・償還を通じた生活支援の取組み

### 〔資金の概要〕

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
緊急小口資金	新型コロナの影響による、一時的な緊急の生活費	20万円
総合支援資金（生活支援費）	新型コロナによる失業等、継続的な生活費	単身15万円、複数20万円

〔償還免除について〕 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮することとされている（緊急小口資金については、3年度または4年度の借受人及び世帯主の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討）。

### 〔貸付決定件数〕

（単位：件）

資金種類	2年度
緊急小口資金特例貸付	164,379
総合支援資金（生活支援費）特例貸付	103,903
計	268,282

\* 延長決定分除く

\* 2年度は3年1月末までの実績

総合支援資金は生活支援費の延長決定を含まない

## 5 臨時特例つなぎ資金貸付事業圖

### <事業の目的>

東京における事業の実施主体として、相談、貸付の相談窓口である区市町村社協を支援するとともに、貸付以降の償還中の支援と償還業務を行い、また、事業運営にかかる業務を適正に行うことにより、事業目的である「公的給付制度の申請から決定までの間の、生活費を有しない住居のない離職者に対して、その間の生活に必要な費用の貸付を行うことにより、その自立を支援すること」の実現を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

引き続きコロナ禍をふまえ、生活困窮世帯への支援策について貸付事業の視点からの対応を検討する。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 臨時特例つなぎ資金の貸付・償還

##### [資金の概要]

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
臨時特例つなぎ資金	公的給付までの間の生活費	10万円

##### [貸付決定件数の推移]

(単位:件)

資金種類	平成30年度	元年度	2年度
臨時特例つなぎ資金	1	4	0

\* 2年度は3年1月末までの実績

## 6 受験生チャレンジ支援貸付事業等貸付事業

### (1) 受験生チャレンジ支援貸付事業

#### <事業の目的>

世帯からの相談、申請を受け付ける区市町村窓口と連携しながら、学習塾等の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、東京都の補助により必要な資金の貸付を行い、生活の安定を支援する。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

受験生チャレンジ支援貸付事業の適切な貸付と償還免除対応を行うため、効果的な運用方法や利用しやすさについて検討をすすめる。

#### <当該年度の実施内容>

- (1) 区市町村窓口との連携による相談、申請受付等
- (2) 貸付金の償還免除等
- (3) 区市町村窓口担当者を対象とした制度説明及び情報提供
- (4) 貸付審査等運営委員会の開催等、事業の適正な運営のための取組み

#### [資金の概要]

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
学習塾等受講料貸付金	学習塾等の受講費用	20万円
受験料貸付金	高校、大学等の受験料	高校 27.4万円、大学 8万円

[償還免除について] 貸付対象の学校へ入学した場合全額免除

#### [貸付実績]

資金種類	(件)			元年度免除率
	平成 30 年度	元年度	2 年度	
学習塾等受講料貸付金	4,031	3,799	3,651	99.3%
受験料貸付金	4,229	4,007	3,995	
計	8,260	7,806	7,646	

\* 2年度は3年2月末までの実績

## (2) 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業圖

### <事業の目的>

相談窓口であるサポートセンター（TOKYO チャレンジネット）と連携し、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定就労に従事する者や離職者に対して、東京都の補助により、賃借物件の確保に必要な資金や生活資金等の貸付を行い、生活の安定を支援する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。引き続きコロナ禍をふまえ、運用面での対応を検討する。

### <当該年度の主な取組み>

- (1) サポートセンター（TOKYO チャレンジネット）との連携による相談、申請受付等
- (2) 貸付金の償還免除等
- (3) TOKYO チャレンジネットと連携した借受世帯の生活安定のための支援、相談員への制度説明及び情報提供
- (4) 貸付審査等運営委員会の開催等、事業の適正な運営のための取組み

### [資金の概要]

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
住宅資金	賃借物件の敷金、礼金等	40万円
生活資金	入居の際の家具等の費用、生活費等	20万円

[償還免除について] 資金交付後6か月以内に常用就職（雇用保険加入）した場合、各資金の一部を免除

### [貸付実績]

(件)

資金種類	平成30年度	元年度	2年度
住宅資金	12	18	16
生活資金	7	10	9
計	19	28	25

\* 2年度は3年2月末までの実績

## 7 児童養護施設退所者等への自立生活支援

### (1) 自立生活スタート支援事業圏

#### <事業の目的>

児童養護施設、母子生活支援施設等の退所予定者等に対し、退所後の生活の自立を支援することを目的に、就職・進学等をする際に必要な資金の貸付を行い、あわせて施設等と協力して相談援助を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。引き続きコロナ禍をふまえ、運用面での対応を検討する。

#### <当該年度の主な取組み>

- (1) 利用者への相談及び資金の貸付
- (2) 施設等と連携した自立生活援助の取組み、及び債権管理、償還免除（就業継続等）の適正実施
- (3) 運営審査委員会の開催等、事業の適正な運営のための取組み

#### 〔資金の概要〕

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
転居資金	転居に必要な資金	32万円
就職支度資金	通勤費、被服費等の就職支度資金	10万円
技能習得資金	就職に必要な技能習得資金	30万円
就学支度資金（初回）	初年度納入金として必要額	50万円
就学支度資金（再貸付）	初回借入れ後、再貸付が必要な場合	50万円

〔償還免除について〕 転居資金、就職支度資金、技能習得資金は、貸付後2年間就業継続した場合、就学支度資金は、進学した学校を卒業した場合に全額免除

#### 〔貸付決定実績〕

(単位:件)

資金種類	平成30年度	元年度	2年度
転居資金	22	27	15
就職支度資金	2	4	4
技能習得資金	1	2	0
就学支度資金	20	27	13
計	45	60	32

\* 2年度は3年1月末までの実績

## (2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業圖

### <事業の目的>

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者又は里親等への委託が解除されて就職又は進学した者に対して、家賃相当額等の費用の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。また、施設等に入所中又は里親等に委託されている者に対しては、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。引き続きコロナ禍をふまえ、国の2年度三次補正予算で拡充された事項の運用面での対応を検討、実施する。

### <当該年度の主な取組み>

- (1) 自立に必要な資金の貸付
- (2) 施設等と連携した自立生活援助の取組み及び債権管理、償還免除（就業継続等）の適正実施
- (3) 運営審査委員会の開催等、事業の適正な運営のための取組み

### 〔資金の概要〕

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
生活支援費	大学等に在学中の生活費 新型コロナの影響を受ける就職者等	5万円/月 8万円/月（12か月間）
家賃支援費	在学中、就労中の家賃の一部	居住地の住宅扶助額
資格取得支援費	就職に必要な技能習得資金	25万円

〔償還免除について〕進学者は、卒業後1年以内に就職かつ5年間就業継続した場合、就職者は、5年間就業継続した場合、資格取得希望者は、2年間就業継続した場合に全額免除

### 〔貸付決定実績〕

(単位:件)

資金種類	平成30年度	元年度	2年度
生活支援費	28	23	11
家賃支援費	31	21	12
資格取得支援費	8	15	5
計	67	59	28

\* 2年度は3年1月末までの実績

## 8 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

### <事業の目的>

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新たに設けられるひとり親家庭住宅支援資金（仮称）の運用検討を行い、事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。引き続きコロナ禍をふまえ、運用面での対応を検討する。

### <当該年度の主な取組み>

- (1) 新規資金の貸付、運用検討
  - ① ひとり親家庭住宅支援資金貸付【新規】
- (2) 修学中、就業中の適正な債権管理と償還免除（就業継続等）の適正実施
- (3) 東京都・区市、区市町村社協（貸付受付窓口）との連携した適正な運営の取組み

### 〔資金の概要〕

資金の種類	主な貸付条件等	貸付上限額
入学準備金	養成機関に入学する際の費用	50万円
就職準備金	資格取得し就職する際の費用	20万円

〔償還免除について〕 養成機関を修了かつ資格取得後5年間就業継続した場合全額免除

### 〔貸付決定実績〕

(単位：件)

資金種類	平成30年度	元年度	2年度
入学準備金	115	60	66
就職準備金	29	48	43
計	144	108	109

\* 2年度は3年2月末までの実績

## 9 児童の自立促進に関わる事業

### (1) ヒカリ興業奨学基金

#### <事業の目的>

ヒカリ興業株式会社からの寄附を受けて奨学基金を設置し、経済的な理由により高等学校や大学等への進学が困難な者に対して学資の援助を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

2年度の寄附金により、3年度に高等学校や大学等に進学する、経済的に困難な者に対して奨学金を給付する。

#### <当該年度の主な取組み>

高校 15 万円／年、大学等 24 万円／年の奨学金について、運営委員会にて給付を決定するため、区市町村社会福祉協議会を通じて奨学生の募集を行う。

#### [奨学金の給付件数]

		平成 29 年度からの給付者 (継続分)	平成 30 年度からの給付者 (継続分)	元年度からの給付者 (継続分)	2 年度からの給付者 (新規分)	合 計
大学等 進学者	人 数	1	3	5	3	12
	給付金額(円)	240,000	720,000	1,200,000	720,000	2,880,000
高校等 進学者	人 数	0	3	3	5	11
	給付金額(円)	0	450,000	450,000	750,000	1,650,000
合 計	人 数	1	6	8	8	23
	給付金額(円)	240,000	1,170,000	1,650,000	1,470,000	4,530,000

## (2) 自立援助促進事業圏

### <事業の目的>

社会的養護や自立支援を必要とする児童（世帯）または女性の就職、進学、住居入居に伴う身元保証及び連帯保証を行う東京都の「自立援助促進事業制度」を運営・実施する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し、適正な運営を行う。

### <当該年度の主な取組み>

制度加入申請についての審査、賠償額等交付申請についての審査、および制度運用における詳細事項等についての検討を、年3回の審査会にて行う。

#### [制度新規加入登録件数] (件)

	平成30年度	元年度	2年度
就職時身元保証	7	28	29
進学時身元保証	11	4	11
貸室賃貸時の連帯保証	15	10	14

\* 2年度は3年1月末までの実績

#### [保証金支払い状況] (件)

	平成30年度	元年度	2年度
就職時身元保証	0	0	0
進学時身元保証	0	0	0
貸室賃貸時の連帯保証	0	0	0

\* 2年度は3年1月末までの実績

### (3) 児童福祉友愛互助会（杉浦・西脇）基金

#### <事業の目的>

杉浦基金については、児童福祉施設及び里親の精神的、経済的負担の軽減を図り、児童福祉を推進することを目的に、事故に対する見舞金、賠償責任が生じた場合の援助金、就職時の祝金などを給付する。西脇基金については、児童養護施設・里親のもとから大学、短大等へ進学する際の学費の一部支給を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し適正な運営に努めるとともに、西脇基金についてはその趣旨を広く周知し、基金事業の継続・充実をめざす。

#### <当該年度的主要な取組み>

- (1) 杉浦基金による事故補償援助金、身元保証賠償援助金、就職祝金の給付
- (2) 西脇基金による奨学金の給付
- (3) 運営委員会の開催（年3回）

#### 〔杉浦基金給付状況〕

	平成30年度		元年度		2年度	
	件数	給付金額 (円)	件数	給付金額 (円)	件数	給付金額 (円)
事故補償援助金等	2	827,240	0	—	5	354,456
身元保証	0	—	0	—	0	—
就職祝金	50	1,500,000	29	870,000	36	1,080,000

\* 2年度は3年1月末までの実績

#### 〔西脇基金給付状況〕

	平成30年度		元年度		2年度	
	件数	給付金額 (円)	件数	給付金額 (円)	件数	給付金額 (円)
継続給付	97	23,280,000	126	30,240,000	137	32,760,000
新規給付	93	22,320,000	80	19,080,000	106	25,440,000

\* 2年度は3年1月末までの実績

## 10 多重債務者生活再生事業の基金の管理・運用および運営費助成

### <事業の目的>

平成 19 年度に東京都からの補助金を原資として設置した基金の管理・運用および運営費助成を実施し、相談窓口の「一般社団法人生活サポート基金」及び貸付を実施する「中央労働金庫」と連携して、多重債務者の生活再生に向けた取組みを支援する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

基金管理を適正に行い、事業運営に関わる「生活サポート基金」「中央労働金庫」の円滑な取組みを担保する。また、2 年度に整理した関係団体間での個人情報共有のしくみに基づき、個人情報の取扱いをすすめる。

### <当該年度の主な取組み>

「一般社団法人生活サポート基金」に生活相談窓口の運営費助成を行うとともに「中央労働金庫」が生活再生に必要な資金の貸付を行うための預託を行う。また、「中央労働金庫」による回収が困難となった債権について代位弁済を行い、東京都に対して債権譲渡を行う。

この中で、基金原資を補助する東京都も加えた関係者間で多重債務者の生活再生に関する状況を情報共有する。

また、個人情報共有のあり方に関する検討結果に基づき、連携する各団体が保有する個人情報の管理を適切に行う。

[件数]

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
相談（生活サポート基金）	961	1066	638
貸付決定（中央労働金庫）	13	8	2

\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

## 11 東日本大震災による都内避難者への支援

### <事業の目的>

東日本大震災により都内に避難している被災者の不安や孤立を防止するために、東京都からの補助事業、委託事業として実施している以下の事業を区市町村社協等と連携して実施する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

発災から 10 年が経ち避難生活が長期化していることをふまえ、多様なニーズをもつ避難者が都内で安心して生活できるよう東京都孤立化防止事業および避難者総合相談事業を行う。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 東京都孤立化防止事業圏

東京都孤立化防止事業では、区市町村社協と連携し、個別訪問やサロン活動を行う。また実施地区連絡会・研修会を開催し、現状や課題について情報交換を行う。

#### (2) 避難者総合相談事業圏

避難者総合相談事業では、東京都と連携し、電話相談に応じることで避難者の気持ちを受け止めると共に適切な機関へつなぐ。

[件数]

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
孤立化防止事業実施社協	11	10	10
避難者総合相談件数	284	212	201 (1/22 時点)

\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

## ＜2＞福祉水準の向上を支える基盤の強化

### 1 経営支援事業

#### ＜事業の目的＞

社会福祉法人の経営ならびに社会福祉事業等の円滑な運営のため、社会福祉法人・施設における適正な労務管理や会計事務の処理に資する事業を行う。

#### ＜当該年度の事業目標・事業のねらい＞

社会福祉法人の経営支援に資するため情報発信を行うとともに、会計実務研修会をオンラインにより実施することで幅広い層の参加を促す。

#### ＜当該年度的主要な取り組み＞

##### (1) 適正な施設運営を支援するための情報提供、事業の実施

東社協参考人事給与表の作成、経営力強化ホームページの更新及び社会福祉法人や福祉施設の経営に資する図書の改訂をすすめる。

##### (2) 社会福祉法人会計実務研修会の実施

会計基礎研修会〔共通・種別〕、会計決算研修会〔共通・種別〕をオンラインにより開催する。

##### (3) 地域協議会の運営

社会福祉充実計画の地域公益事業にかかる協議や、社会福祉法人の地域公益活動の推進のための検討を行う。

### 2 経営相談事業

#### ＜事業の目的＞

社会福祉法人の設立の準備に関わる相談や都内の社会福祉法人及び社会福祉施設・事業の経営の改善・効率化等、各法人・施設の取り組みに対して、専門家による指導・援助を行い、もって社会福祉施設の運営全般の向上、利用者サービス向上に資することを目的とする。

#### ＜当該年度の事業目標・事業のねらい＞

新型コロナ感染拡大に伴う相談や報酬改定に伴う相談等に幅広く応えるとともに、福祉施設・法人経営に資するよう経営相談室だよりの発行やホームページを通して、適切な情報提供をすすめる。

#### ＜当該年度的主要な取り組み＞

##### (1) 福祉施設経営相談室の運営

- ① 一般相談
- ② 専門相談：弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士

##### (2) 「福祉施設経営相談室だより」の発行

〔経営相談事業相談件数〕

(件)

区分	平成30年度	元年度	2年度
一般相談	924	924	859
専門相談	54	67	80
計	978	991	939

\* 2年度は3年2月末までの実績

### 3 介護現場におけるハラスメント対策事業圏【新規】

#### <事業の目的>

介護現場における利用者・家族からのハラスメントに対して事業者が適切な対応を図れるよう、ハラスメント対策の普及・促進を図る。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

事業者の適切な対応を支援するため、新たに相談窓口の設置を行うとともに、説明会やリーフレットの配布等を通して事業者・利用者へのハラスメントに関する普及・啓発を図る。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 介護現場におけるハラスメント相談窓口の開設

- ①事業者向け法律相談窓口の設置 弁護士によるメール相談
- ②介護職員向け相談窓口の設置 社会福祉士等専門職による電話相談

##### (2) 事業者向けのハラスメント対策説明会の開催 1回

介護事業者の管理者等を対象に、利用者や家族からのハラスメントに対して適切に対応できるように、説明会を開催し、動画配信する。

##### (3) 業者・利用者向けのリーフレットの作成・配布

事業者としての責務及び対応策に関するリーフレットのほか、利用者・家族にハラスメントの理解促進を図るためのリーフレットを作成し、配布する。

##### (4) 重要事項説明書の記載例の作成・公開

### 4 各種損害保険の案内

#### <事業の目的>

社会福祉サービス・介護保険事業等の総合的発展のために各種損害保険の案内をする。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

本会会員や一般都民を対象に、有限会社東京福祉企画と協働して各種損害保険を案内し、福祉の総合的な発展のためのフォローアップを行う。

#### <当該年度の主な取組み>

法人・施設のニーズやリスクマネジメントに的確に対応できるための保険の提供・開発に取り組む。

##### ※主な損害保険

ボランティア保険／行事保険／社協の保険／在宅福祉サービス総合保険／サイバープロテクター（情報漏えい賠償責任保険）／労災上乗せ保険／役員賠償責任保険／役員災害補償保険／雇用トラブル対応保険／介護事業者・社会福祉施設損害保険／自動車保険／火災保険 他

## 5 東京都福祉人材センター

### (1) 福祉人材情報事業

#### <事業の目的>

福祉人材の確保・定着を図るため、職業紹介機能と各種事業等を通じて、求職者ならびに求人事業所の活動を支援する。また、将来の福祉・介護人材である学生等の福祉の仕事に対する理解と関心を高めるとともに、新たな担い手層の発掘や潜在的な有資格者の掘り起こしを行う。合わせて、福祉・介護事業所に従事する職員の人材定着を支援する。

事業実施にあたっては、都内全域を対象とした活動を展開するとともに、身近な生活圏域での就職が成り立つよう、一定の地域を対象とした事業を展開するために区市町村社協や区市町村、ハローワーク等との連携強化を図る。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

福祉人材の確保・定着に引き続き取り組みつつ、コロナ禍をふまえた雇用情勢の変化に対応し、「未経験者」などの新たな求職者を福祉業界へ積極的に取り込むとともに、業界内での定着を促進する。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 職業紹介機能の強化〔相談斡旋事業〕 圏【重点】

コロナ禍をふまえ、2年度当初は人材センターへの来所者の減少などの影響があったが、雇用情勢の変化に伴い、2年9月以降は新規求職者が前年度の各月の実績を上回るようになった。こうした他業種からの転職者を含めた求職者のニーズに対応していくため、多様なツールを活用した職業紹介機能の強化をすすめる。

##### (その他の取組み)

- ・中央人材センターによる「福祉のお仕事（COOL システム）」のシステム改修に向けて、求職者に対する求人情報の効果的な発信を強化する。
- ・住居喪失不安定就労者・離職等サポート事業の対象となる離職者で介護職場への就職をめざす方を支援する「TOKYO チャレンジネット介護支援コース」では、2年度にコロナの影響による新規登録者が増えた。そのため、3年度からコースの定員を拡大し、介護現場への就職相談・紹介あっせんを強化する。

##### (2) 各種事業が連携した福祉人材の確保〔人材確保事業〕 圏【重点】

区市町村社協が行政、ハローワーク、地域の事業所とともに開催する「地域密着面接相談会」を25地区程度で開催する。2年度は19地域で開催できたが、9地域がコロナの影響で中止となった。引き続き感染予防を徹底しつつ、身近な地域での多様な人材の確保の場づくりをすすめる。

##### (その他の取組み)

- ・「福祉の仕事 就職フォーラム」を4年3月に東京国際フォーラムで開催する。2年度は同フォーラムを新型コロナの影響により中止、その代替方策として出展を予定していた150法人の情報等を掲載した特設サイトによる情報発信を行った。その取組みの成果も活かして3年度は特設サイトを併用したフォーラムを開催する。
- ・ハローワークへの出張相談に引き続き取り組み、コロナ禍における新たな求職者の掘り起こしをすすめるとともに、2年度にオンライン事業等の影響により、大幅に大学等からの依頼が減少した就職ガイダンスについて、大学等のニーズに対応した働きかけにより取組みをすすめる。
- ・「介護人材確保対策事業」の「職場体験事業」「介護職員資格取得支援事業」「介護職員就業促進事業」を通じて未経験者が資格取得による介護業界へ円滑に就職することを積極的に支援する。また、「保育人材確保事業」では、幅広い求職者からの参加を得るため就職支援研修や相談会の一部をオンラインで開催する。これらの事業においては、2年度に体験

型の事業の多くが中止となっており、事業所の感染予防を優先しつつ、体験の実施に向けた工夫を図る。

(3) すそ野を広げる取組み〔次世代に向けた普及啓発〕 関

小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える「フクシを知ろう！教員向けセミナー」【新規】を実施する。同事業を通じて教員に働きかけ、中学校、高校の授業を活用した「フクシを知ろう！なんでもセミナー」の活用を促進する。

(その他の取組み)

- ・福祉を学んでいない大学生等を対象にした「助成金インターンシップ」は2年度にはコロナの影響で中止し、代替方策として施設・事業所の動画配信を行った。3年度は作成した動画も活かしながら、インターンシップの実施をめざし、広く次世代に福祉の仕事の魅力を伝え、関心を高める。

(4) 福祉業界における定着支援の推進〔人材定着支援事業〕 関

介護従事者から介護現場に特有な利用者や家族からのハラスメントにかかる悩みを電話相談で受ける「介護現場におけるハラスメント相談事業」【新規】を実施する。

(その他の取組み)

- ・福祉従事者からの福祉のしごとの悩みを受ける「人材定着・離職相談支援事業」の「福祉のしごとなんでも相談」はコロナ禍の影響により相談件数が前年度より1.2倍に増えている。引き続き丁寧な相談に努め、相談実績を通じて明らかになった課題を事業所に対して積極的に発信する。

(5) 新たな貸付事業の着実な実施〔修学資金貸付事業〕 関【重点】

コロナ禍における新たな求職者ニーズに対応するため、他業種等で働いていた者等が介護職員初任者研修等を修了し、2年間、介護従事者等として従事すれば返還免除となる「介護分野就職支援金貸付事業」【新規】、「障害福祉分野就職支援金貸付事業」【新規】を実施する。

また、卒業後に筆記試験に合格すれば介護福祉士を取得できるカリキュラムをもつ「福祉系高校」入学者に資金を貸付け、卒業後、国家試験に合格して介護福祉士として登録し、3年間、介護職として従事すれば返還免除となる「福祉系高校修学資金貸付事業」【新規】を実施する。

(その他の取組み)

- ・上記以外の「介護福祉士修学資金」「社会福祉士修学資金」「介護福祉士実務者研修受講資金」「離職介護人材再就職準備金」「保育士修学資金」「保育補助者雇上支援資金」「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」「潜在保育士の再就職支援資金」「未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金」の貸付事業につき、引き続き着実に実施する。

【新たな貸付事業】

	対象	資金使途	返還免除
㊦ 介護分野就職支援金貸付事業	他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了した者	就職支援金 (上限20万円)	2年間、高齢介護分野における介護職員として継続して従事すれば全額免除
㊦ 障害福祉分野就職支援金貸付事業	他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了した者	就職支援金 (上限20万円)	2年間、障害福祉分野における福祉・介護職員として継続して従事すれば全額免除
㊦ 福祉系高校修学資金貸付事業	福祉系高校入学者	修学費用(入学金、授業料は文科省等の他制度による)	卒業後、国家試験に合格し介護福祉士の登録を行い、3年間、高齢介護分野・障害福祉分野に従事すれば全額免除

## 〔福祉人材センターにおける求人・求職状況〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
新規求人人数	26,144	19,886	16,863
新規求職者数	5,919	5,109	4,814
紹介による採用	255	168	124
応募による採用	119	102	88
センター事業による採用	1,118	833	994

\* 2 年度は 3 年 2 月末までの実績

## 〔修学資金の決定件数の推移〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
介護福祉士修学資金	140	174	256
社会福祉士修学資金	65	70	64
介護福祉士実務者研修	146	241	239
離職介護人材再就職準備金	7	3	21
(内、外国人留学生)	(36)	(94)	(178)
保育士修学資金	276	337	324
保育その他 (4 資金)	180	232	159

\* 2 年度は 3 年 2 月末までの実績

## (2) 福祉人材対策推進事業圏

### <事業の目的>

東京都福祉人材対策推進機構において、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、福祉人材の確保・育成・定着のための方向性や具体策を検討し、施策の推進につなげていく。

また、福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム（ふくむすび）への登録を促し、登録者のニーズに応じた情報を発信する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

運営協議会において福祉人材対策の方向性を協議し、専門部会においてより具体的な方策を検討することにより、福祉人材の確保・定着・育成を図る。

「ふくむすび」について福祉の職場に関心のある方に対し、福祉の仕事の内容や福祉職場の情報を幅広く提供し、福祉の仕事への理解促進を図る。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 東京都福祉人材対策推進機構【重点】

21 団体で構成する「東京都福祉人材対策推進機構」運営協議会において福祉人材対策の方向性を協議し、有識者や事業者等を委員とした専門部会においては2年度に検討した人材センターのあり方の方向性をふまえ、具体化や政策への反映方法等について検討を行う。

#### (2) 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」

「ふくむすび」の登録利用者（マイページ登録者）の増加を図るため、コンテンツの充実を図ると共に、ユーザビリティの向上に努める。また、各種広報媒体を利用し、サイトの認知度向上とサイト訪問者の増加に努める。

#### 〔実績件数〕

	平成 30 年度	元年度	2 年度
人材対策推進機構 専門部会の開催	5 回	11 回	3 回
ふくむすび アクセス件数 (全コンテンツ)	484,076 件	386,624 件	598,913 件
ふくむすび マイページ登録者累計 (マイページ新規登録者数)	1,081 件 (941 件)	1,640 件 (559 件)	2,077 件 (437 件)

\* 専門部会の元年度の実績は、分野別の分科会開催回数を含む。

\* 2年度は3年2月末までの実績

### (3) 研修事業

#### <事業の目的>

東京都における広域的な法定研修機関として、福祉人材育成を取り巻く諸制度や従事者の研修ニーズを的確に反映した研修を企画実施し、福祉事業経営者や従事者の資質向上を図る。このことにより、福祉サービス利用者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナに対応した安心安全な研修運営に努めるとともに、福祉事業所の多様な学びの機会を提供するため、WEB研修に積極的に取り組み、効果検証も行う。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 自主研修の実施

2年度より開始した収録型WEB研修を強化し、これまで集合型で実施してきた研修や新たな研修ニーズもテーマに加えながら計画的に実施する。【重点】

また、2年度に研修内容の見直しを行った東京独自の階層別の研修（中堅職員及びチームリーダー向け重点テーマ強化研修）については、モデル研修を行い、検討結果を検証し、本格実施につなげる。【重点】

##### (その他の自主研修)

- ・階層別研修として、全国統一の「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」及び東京独自の「はじめて社会福祉を学ぶ福祉職員のためのスタートアップ研修」
- ・福祉事業所経営支援研修として、「施設長のための社会福祉法人会計入門研修」「施設長のための財務マネジメント研修（初級／中級）」「苦情解決担当者研修」
- ・人材育成基盤強化研修として、「研修体系確立・推進研修」「後輩指導力強化研修」他

##### (2) 委託研修の実施

認知症介護研修について、国や東京都の動向をふまえ、研修の一部をeラーニングにて実施予定であり、スムーズな導入が図れるよう運用方法等について検討し、実施する。【重点】

また、新型コロナの感染状況による中止、延期措置、振替受講や代替カリキュラムによる臨時的対応などについては引き続き東京都と協議しつつ、受講者の学びを深める研修を提供する。

##### (その他の委託研修)

- ・介護職員スキルアップ研修事業
- ・事業所に対する育成支援事業（登録講師派遣事業、他）
- ・福祉職員定着促進等研修
- ・社会的養護処遇改善加算対応研修
- ・児童養護施設等の高機能化・多機能化等人材育成研修 他

#### 〔研修実施状況〕

項目	平成30年度	元年度	2年度
実施研修コース数	587 コース	645 コース	407 コース
実施研修のべ日数	830 日	740 日	427 日
実施研修受講者数	19,190 人	17,228 人	8,281 人

\* 2年度は3年2月末までの実績

## 6 福利厚生事業

### (1) 従事者共済会

#### <事業の目的>

福祉人材の確保・定着支援と福祉サービス水準の一層の向上を図るため、退職金共済制度として、契約施設・団体の退職共済金の給付及び加入者への貸付等を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

退職共済金の確実かつ安定した運用を行うとともに、契約者・加入者の管理、退職共済金の給付及び貸付金事業を実施する。

また、事務の効率化と契約施設・団体へのサービス向上のため従事者共済会システムの利用拡大に向けた取組みを行う。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 資産の運用・管理及び従事者共済会制度の運用【重点】

従事者共済会制度の運営に係る重要事項の協議を行うため、幹事会・代議員会を年3回開催するほか、適正な資産運用に関する協議を行うため、資産運用委員会を年4回開催する。

##### (2) 契約・事務の適正管理、退職共済金の給付及び事務利便性の改善等

共済契約や各種届出事務を適正に処理し、共済掛金の収納及び退職共済金の給付を行うとともに、共済会加入者を対象とした貸付金事業を実施する。掛金および退職共済金の算定基礎となる標準給与月額の変更手続きを10月に実施する。

従事者共済会システムの利用拡大に向けた取組みとして、事務の手引きの充実、説明会(WEBでの開催)などの実施を検討する。

また、福祉医療機構の退職手当共済制度の一部を受託実施する。

#### [従事者共済会年度末実績]

	平成30年度	元年度	2年度
施設数	2,665	2,714	2,785
加入者数(人)	56,960	58,258	59,973
期末資産残高(百万円)	61,356	63,717	67,481

\*2年度の施設数・加入者数は3年2月受付分まで、期末資産残高は3年1月末実績。

\*期末資金残高は、時価額表記。

## (2) 福利厚生センター東京事務局圏

### <事業の目的>

東京都内の社会福祉従事者の福利厚生の向上を図るため、社会福祉法人福利厚生センターから東京事務局を受託し、福利厚生センターへの加入促進を行うとともに、各種福利厚生事業を実施する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

年間を通して会員のニーズに基づいた会員交流事業等を実施する。

### <当該年度の主な取組み>

会員とその家族及び会員間の交流やリフレッシュを図るため、観劇・観戦や日帰り旅行、食事会等の会員交流事業や施設利用事業を実施する。その際はコロナ禍においても参加しやすい企画を検討・準備する。会員ニーズに基づいた多様な企画を実施するため、福利厚生センター東京企画委員会を開催する。また、契約施設に定期的な情報提供を行うことで利用促進を図るため「利用案内」「ソウエルほっと」を発行・配布する。

### 〔福利厚生センター年度末会員数〕

	平成 30 年度	元年度	2 年度
施設数	979	964	1,035
会員数 (人)	24,635	24,542	25,621

\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

## 7 東京善意銀行

< 3 > - 6 「東京善意銀行」の項に別掲

### <3>ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進

#### 1 ネットワークの拡大と構築

##### <事業の目的>

都内の福祉団体と共通する課題について連携を図りネットワーク化を促進するとともに、本会組織の核である会員、事業者とのネットワークの拡充に努める。また、東京都共同募金会との連携を強化する中で、地域の福祉課題等に対応する事業の企画、実施を行う。

##### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

将来的な東社協のネットワークの充実・拡大方策を検討する。

##### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 東社協の機能強化に向けたネットワークの充実・拡大【重点】

会員組織の拡充をすすめるとともに、福祉情報の発信をはじめとする事業の実施をとおして福祉事業者とのネットワークづくりをすすめる。これらの計画的に行い、ネットワークを拡充するための当面の方策を検討する。

##### (2) その他事業

- ・全社協、関東ブロック社協等との連携
- ・東京都共同募金会との連携及び歳末たすけあい運動の促進

##### [会員数]

(施設・事業所)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
総会員数	4,983	5,056	5,067

\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

## 2 分野別、課題別、テーマ別の活動の推進

### (1) 施設部会連絡会、障害者福祉連絡会、児童・女性福祉連絡会

#### <事業の目的>

業種別部会連絡協議会の構成部会のうち、施設関連部会の代表が、施設の果たすべき役割が大きくなっている状況等をふまえ、「施設部会」の共通課題に対して協働して取り組む。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

国や東京都の動向、新型コロナの感染状況をふまえ、直面する社会福祉施設の課題について情報を共有し、種別間の連携を図る。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 施設部会連絡会

各部会の代表者による施設部会連絡会において、各部会活動における現状や課題を共有するほか、人材対策や災害対応などについて意見交換を行う。

##### (2) 障害者福祉連絡会

三障害関連部会・連絡会と東京都セルフセンターがそれぞれの障害分野における現状や課題を共有し、障害者施策に関する動向等をふまえて東京都等と協議を行う。

##### (3) 児童・女性連絡会

児童・女性福祉に関連する5部会が参加し、情報共有を図るとともに研修等を実施する。

## (2) 東京都地域公益活動推進協議会

### <事業の目的>

地域における福祉課題の解決に向け、社会福祉法人、区市町村ネットワーク、東京都域の3つの層による地域公益活動の取組みを推進する。また、3か年ビジョンをふまえ、令和4度に向けて全法人・全加入の組織を目指すとともに、「広域ネットワーク」としての推進協の役割を明確化し事業を推進する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

4年度以降の東社協会員の全加入の組織に向け、運営委員会、幹事会で協議し、業種別部会の総会、役員会等で説明する。また、事業実施にあたっては、オンライン開催等を中心にすすめる。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 3か年ビジョンをふまえた取組みの推進【重点】

幹事会・運営委員会を中心に、4年度の全法人加入に向けた取組みをすすめる。

#### (2) 「区市町村ネットワーク」「東京モデル」の推進、「はたらくサポートとうきょう」の推進と情報発信、情報交換等の実施

3つの委員会により、コロナ禍での活動状況把握調査の実施、実践発表会やホームページ・SNSの活用による社会福祉法人の活動促進と広域な情報発信を図るほか、区市町村ネットワークへの事務費・事業費の助成、チーム方式の地域福祉推進体制「東京モデル」を推進し各地域における地域共生社会づくりをすすめるための連絡会等の開催、はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）の推進、コロナ禍で顕在化した課題（住まい、ひきこもり支援、災害支援等）に関するテーマ別情報交換会の開催などに取り組む。

#### 〔会員数〕

(法人)

	平成30年度	元年度	2年度
会員数	294 法人	291 法人	287 法人

\* 2年度は3年1月末までの実績

### (3) 東京都における災害福祉広域支援事業の推進図

#### <事業の目的>

大規模災害時において福祉専門職の応援派遣等により、被災地における福祉力の低減を補い、災害時要配慮者の避難生活などによる二次被害を防止することを目的に、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク事業」を実施する。事業の実施にあたっては、ネットワーク構成団体が日頃から連携関係を構築し、災害時の具体的な活動体制の整備に向けた取組みを推進する。また、施設部会における発災時の会員施設被害状況等把握及び相互支援の取組み推進について、施設部会連絡会と連携し、フォローアップを行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク事業」を具体的に推進するため、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」を設置し、ネットワークの普及啓発、連携訓練の実施、派遣に係る人材の育成、ネットワーク本部機能の強化の検討等を行う。

#### <当該年度の主な取組み>

東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会を設置し、発災後のネットワーク本部の体制の検討を含めた広域連携訓練、職員の派遣に係る人材の育成のためのセミナーを開催する。【重点】  
また、発災時の会員施設の被害状況等を把握するシステムの入力訓練を継続実施する。

#### (4) 新型コロナウイルス感染発生施設への応援職員の派遣調整圏

##### <事業の目的>

新型コロナウイルス感染発生時に、高齢・障害・児童福祉施設等の入所施設において、利用者への継続的なサービス提供体制を確保することを目的に、施設間の応援派遣体制を構築する。

##### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナウイルスの集団感染が発生した高齢者福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等において、職員が不足する場合に、他法人の施設から応援職員を派遣するための調整を行う。

##### <当該年度の主な取組み>

各部会と連携し、対象施設への事業説明を行い、事業への理解・協力を要請する。

また、高齢者福祉施設及び障害者支援施設においては、2年度に応援派遣協力施設に登録した施設の名簿更新を行う。

感染発生施設から要請があった場合には、部会と連携し、迅速な応援職員の派遣調整を行う。

##### 【応援派遣調整実績】

対象分野	2年度
高齢者福祉施設(特養・養護・軽費)	1件
障害児者施設	0件
児童福祉施設等(児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設)	0件

\* 2年度は3年1月末までの実績

#### (5) 障害者支援施設等支援力育成派遣事業圏【新規】

##### <事業の目的>

障害者支援施設等において、高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、施設へ専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図る。

##### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

対象施設の抱える課題に応じ、専門職による支援チームを年間を通して継続的に派遣し、対象施設の職員全体の支援力向上を図る。

##### <当該年度の主な取組み>

###### (1) 専門職等による支援チームの継続派遣

部会と連携し構成した専門職等による支援チームを、対象施設に年間通して継続的に派遣し、支援プログラムの見直しや課題に対応するノウハウを提供する。支援チームによる支援が円滑かつ効果的になるよう、対象施設における課題把握・目標設定、支援チーム間の定期会議の開催等を行う。また、対象施設連絡会を開催し、施設間の情報共有を行う。

###### (2) 成果報告会の開催 1回

対象施設への専門職等支援チームの派遣による成果を広く共有する報告会を開催し、都内全体の施設における対応力向上に資する。

対象施設：4施設

### 3 業種別部会の活動推進

#### (1) 区市町村社会福祉協議会部会

<4>-1 「区市町村社会福祉協議会との協働」の項に別掲

【会員数:62 社協(3年2月末時点)】

#### (2) 東京都高齢者福祉施設協議会

##### <事業の目的>

施設と在宅を包括した高齢者福祉を推進しながら、東京ならではの「地域包括ケアシステム」の構築をめざすとともに、利用者本位で質の高いサービスを提供するため、福祉施設の現場における一層の「ケアの質の向上」に向け、組織をあげて取り組む。

##### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

コロナ禍において、社会をとりまく環境が大きく変わっている状況に適応した社会福祉施設としての力を発揮するために、変革しながら、社会や地域に貢献していく取組みをすすめていく。以下3点を最重点目標とする。

- (1) 新型コロナをはじめとする感染症・災害対策の推進
- (2) 福祉人材の確保、育成、定着
- (3) 介護報酬改定(令和3年度)についての評価、検証

##### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 新型コロナをはじめとする感染症・災害対策の推進【重点】

新型コロナウイルス対策委員会、災害対策検討委員会を中心に、感染症・災害対策の検討を行う。

#### (2) 福祉人材の確保、育成、定着【重点】

人材育成・確保のため、アクティブ福祉 in 東京' 21 や職種別研修会を開催する。

#### (3) 介護報酬改定(令和3年度)についての評価、検証【重点】

3年度報酬改定についての評価、検証を行い、要望や政策提言等の必要な取組みを行う。

#### (4) その他の取組み

介護人材対策と地域公益活動との推進を重点に、社会福祉法人への理解促進を図るための広報を実施する。また、関係部会や都内区市町村社会福祉協議会、都内高齢者福祉団体、首都圏域の団体・組織等との協働をすすめる。

- ・調査研究、施策提言活動
- ・職員研修活動
- ・専門委員会等の活動
- ・高齢福祉に関する共同の取組みの実施
- ・総会、常任委員会、分科会、ブロック協議会等の組織による部会運営 等

【会員数：1,204 事業所(特別養護老人ホーム 508、養護老人ホーム 32、  
軽費老人ホーム 50、支援センター250、デイセンター364) (3年2月末時点)】

### (3) 東京都介護保険居宅事業者連絡会

#### <事業の目的>

会員事業所の運営状況及び利用者の声を基に、介護保険制度改正の影響をふまえた提言活動を行うとともに、区市町村単位の介護事業者連絡会等、都内関係機関・団体と連携し、東京都の介護保険事業の発展に寄与する。

また、多様なサービス種別が参加する連絡会の特性を活かし、会員間での情報交換の場を設定し、会員のニーズに合わせた研修、情報提供事業を実施するとともに、東京都高齢者福祉施設協議会と協働した活動を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

会員相互の情報・意見交換の場を設定し、災害・感染症対応や介護人材確保等、持続性のあるサービス提供体制づくりのための取組みを行う。

#### <当該年度の主な取組み>

オンラインを活用した小規模な情報・意見交換会を複数回開催し、会員事業所のニーズ把握と課題解決のための検討を行う。また、ホームヘルパーの仕事内容の普及啓発を目的とした動画「こだわり！介護職人」を作成し、効果的に発信する。

※その他の取組み：・連絡会の運営（総会、運営委員会）、次世代による活動の場 CLUB POPCORN（クラブポップコーン）の推進

- ・調査研究、施策提言活動、研修活動
- ・関係機関等の連携、情報・意見交換 等

【会員数：367 事業所（3年2月末時点）】

### (4) 医療部会

#### <事業の目的>

福祉医療の精神に則り、無料低額診療事業の充実を図るとともに、地域住民のニーズに即応できる福祉医療事業の構築・強化に取り組む。また、生活困窮者に対する支援に向けて関係機関とのネットワークを強化し、福祉医療活動の実践・充実に努める。福祉医療を地域の他の福祉・医療・介護等の社会資源や地域の自治会活動等と連携させ、地域包括ケアシステムの構築に取り組む。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

「無料低額診療事業」を行う実施機関により構成される組織として、その事業実施の目的・社会福祉の増進を各機関、職員が認識をもち、利用者への適切な情報提供ができるよう、現状に沿ってオンラインを活用しながら活動の充実を図る。

#### <当該年度の主な取組み>

部会運営にかかる会議、委員会のほか、MSW 分科会研修会や医事課業務担当者研修会などの研修を行う。また、東社協「医療相談室」の運営により医療相談活動体制を確立する。調査研究は、無料低額診療事業に関する実績調査、老人保健施設における無料低額診療事業の研究、福祉医療機関におけるニーズ調査及び研究、社会貢献事業の調査及び研究等から企画、実施する。

【会員数：44 事業所（3年2月末時点）】

## (5) 更生福祉部会

### <事業の目的>

社会状況の変化をふまえ、更生福祉分野において時代の課題に対応した取組みがすすむよう、研修会や定期的な情報交換を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

生活保護による更生施設・宿所提供施設等の福祉の向上をはかるため、研修会の実施や情報交換を行うことで、各施設の機能を向上させるための協議と研究を行う。

### <当該年度の主な取組み>

施設長会の開催及び施設間の連絡調整、職員研修会を開催する。

【会員数：34 事業所（3年2月末時点）】

## (6) 救護部会

### <事業の目的>

都内10か所の救護施設間での情報交換等を通じて、利用者への支援の質の向上を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

- ・地域における救護施設の役割を明確にし、施設の支援力や職員の専門性の向上をめざす。
- ・国や東京都の情勢を注視しながら、救護施設の理解促進に向け情報発信をしていく。

### <当該年度の主な取組み>

新型コロナ対応に関する情報交換や非常時の施設間での連携方法の模索、及び国や東京都の動向を注視しながら救護施設の在り方について定例会にて検討をおこなっていく。また、地域勉強会や交流会の企画・運営を通じて、施設間の一層の連携強化に努めるとともに、行政や地域に向けた情報発信に加え、人材確保に向けて救護施設のPRを図る。

【会員数：10 事業所（3年2月末時点）】

## (7) 身体障害者福祉部会

### <事業の目的>

障害者の高齢化・重度化がすすみ、その暮らしを支える施設・事業所の役割はますます幅広く重要なものとなっている。そのような中、部会として制度・施策等に関する情報を収集し検証を行うとともに、国や東京都に対して必要な働きかけを行う。また、時宜に応じたテーマで職員研修を開催するなど、サービスの質の向上に向けた取組みを行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナの収束が見込めない中、オンラインでの活動を効率的に行い、孤立傾向にある事業所同士の励ましや情報共有の場を設定する。また、障害ある人と家族の高齢化重度化への対応や、報酬改定の動向を見定め、必要に応じて国や東京都への働きかけを行う。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) オンラインによる情報交換や研修等、部会活動の実施

オンラインでの部会活動を効率的に行うよう意識し、新型コロナ感染防止策の徹底や感染者が出た場合の速やかな対応について、情報交換や研修を行う。

#### (2) 国の報酬改定や必要とされる支援体制に関する検討、働きかけ

国の報酬改定の動向を把握し、影響調査の結果をもとに国や東京都へ必要な働きかけを行うとともに、医療的ケアが必要な人や重症心身障害者の住まいの場と支援体制について検討していく。

#### (3) 災害対応に関する取組みの実施

頻発する自然災害に対し、東社協の広域災害ネットワークに結集するとともに、部会独自の訓練やネットワークの構築に向けた取組みを行う。

【会員数：91 事業所（3年2月末時点）】

## (8) 知的発達障害部会

### <事業の目的>

障害者の高齢化・重度化がすすみ、その暮らしを支える施設・事業所の役割はますます幅広く重要なものとなっている。そのような中で、制度・施策や課題等について情報を収集し、必要に応じて調査、研修、提言活動等を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナの感染拡大を契機として、テレワークやオンライン会議の導入など、急速に社会全体の ICT 化がすすんでいるが、障害者への対人支援はテレワークやオンラインでは成立しない。社会の在り方がどのように変わろうとも、対人支援の大切さが変わることはなく、ICT 化がすすめばすすむほど、その重要さがより明確になると思われる。部会においても、感染症対策を前提とし、ICT 化への対応をすすめるとともに、対人支援の重要さを改めて見つめなおし、その重要さを社会に広げる活動に取り組む。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 利用者主体の支援

障害のある人の人権尊重と責任あるサービスの提供を目指す取組みや、当事者性を尊重するための活動、支援者育成を行う。

#### (2) 施策への提言の実施

安定した人材確保への取組みや東京都における居住支援の実態とあるべき姿の検討・提言、障害者権利条約批准後の施策推移の検証と会員施設への情報提供、社会福祉法人改革に示された社会福祉法人の将来像、実践への影響等の検証と対策の検討を行う。

#### (3) 部会活動の強化

感染症に配慮した部会活動の見直しや研修体系の見直しと内容の充実（人間理解、障害理解、支援力の向上）、部会活動の見直し、障害者福祉連絡会における三障害間の連携、都民利用都外独占・協定施設の課題検討及びブロック会議等の活動に対する支援、児童施設の現状の問題解決に向けた検討と提言を行う。

【会員数：459 事業所（3年2月末時点）】

## (9) 東京都精神保健福祉連絡会

### <事業の目的>

精神保健福祉連絡会を構成する7団体が連携を深め、それぞれの特性を活かしながら福祉制度・施策の動向についての情報交換・施策提言等を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

役員会、運営委員会において、精神障害者を取り巻く現状と問題、課題について意見交換を行う。

### <当該年度の主な取組み>

役員会の開催、運営委員会の開催、国や東京都に対する精神保健福祉に関する提言・要望活動を行う。

【団体数：7団体（3年2月末時点）】

## (10) 障害児福祉部会

### <事業の目的>

重症心身障害児及び肢体不自由児を対象とした施設で構成される障害児福祉部会においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の運用についてその対応状況の評価を行うとともに、東京都の施策についても実施状況の把握・課題の整理を行い、必要に応じて学習会、調査、施策提言等を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

民間施設と都立施設合同の協議の場として、情報交換や研修を行う。

### <当該年度の主な取組み>

部会会議の運営のほか、制度施策等に関する学習会の開催および情報収集と提供や施設見学会の開催、東京都所管課との懇談会を開催する。

【会員数：14事業所（3年2月末時点）】

## (11) 保育部会

### <事業の目的>

多様化する保育ニーズへの対応や地域の子育て支援における中核的施設としての役割がますます求められている。保育所を取り巻く施策の動向等やさまざまな課題をふまえ、子どもの最善の利益を保障することを第一に考え、さらなる保育の質の向上に向けて取組みを強化する。また、制度・施策等に関する情報を収集し検証を行うとともに、国や東京都に対して必要な働きかけを行っていく。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナ拡大防止による会議や研修のオンライン導入をきっかけとし、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた部会活動や各園の ICT 化が促進され「新しい保育様式」を提案していけるよう取り組んでいく。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 部会運営や各種調査研究・施策提言、研修、広報・情報提供の実施

地区委員の参画による公立・私立委員会活動、各種委員会活動により、保育の質を高める研修等の充実を図るとともに、人材確保、災害対策、地域での安全対策、働き方改革など、保育園を取り巻く諸課題に対して、会員園のニーズに応える部会活動を幅広く展開する。また、平成 30 年度より部会としても実施しているキャリアアップ研修については、eラーニングの活用を検討し、より多くの保育士が参加し易く、質を担保した研修の実施をめざす。

#### (2) 令和 4 年度関東ブロック保育研究大会の開催準備

4 年度に主催県となる関東ブロック保育研究大会の実行委員会を立ち上げ、東京都と連携し、計画的に開催準備をすすめる。

【会員数：1,475 事業所（3 年 2 月末現在）】

## (12) 児童部会

### <事業の目的>

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等による子どもの抱える課題が深刻化する中で、国や東京都においてもさまざまな検討がすすんでおり、社会的養護をめぐる情勢は大きく変化している。

これらの状況の中、施設で生活する子どもの状況や施設の養護内容やあり方を把握しつつ意見交換を重ね、部会として活動を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナの影響をふまえた上で、児童部会では、以下4つの「重点事項」を柱に、部会活動を行う。

- 〔重点事項〕
- ① 東京都社会的養育推進計画への対応
  - ② 入所児童等の権利擁護体制の再構築
  - ③ 入所児童等の自立支援および退所後の相談援助の拡大
  - ④ 人材確保・定着・育成事業の更なる強化

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 部会活動全般

社会的養護に係る諸課題に対して、部会としての活動充実を図りつつ、新型コロナの感染拡大状況などにあわせた実施方法を検討し実施していく。

- ※活動内容：
- ・ 調査研究活動として、施設状況調査や「紀要」「児童福祉研究」の発行
  - ・ 対象層別の学習会、研修
  - ・ 各活動部、特別委員会によるテーマ別の検討、協議
  - ・ 総会、部会委員会、施設長会、従事者会を通じた部会運営 等

#### (2) 関東ブロック児童養護施設職員研修会(4年10月開催予定)の準備開始

【会員数：87 事業所（3年2月末時点）】

## (13) 乳児部会

### <事業の目的>

難しい事例や緊急を要する事例が増える中、乳児院における乳児の健康管理・増進を図り、被虐待児への処遇、家庭支援の機能などをさらに充実させ、一層の専門性とサービスの向上を目指す。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

多機能化や高機能化に向けて職員向けの研修や専門職研究会の開催を行うとともに、国や東京都の動向を引き続き注視しながら必要に応じて特別会議を設け要望や提言等、積極的に働きかけをおこなっていく。また関係機関との意見交換の場を設け、社会における乳児院の役割の明確化及び子どもたちの最善の利益の実現に向けた地域ネットワークづくりをめざす。

### <当該年度の主な取り組み>

#### (1) 特別委員会の設置、検討等

国や東京都の動きに応じて新たに特別委員会を設置し対応を検討していく。また、既存調査を通じて乳児院の実態把握を行い地域へ情報発信をするとともに、東京都や区市町村等の関係機関との意見交換の場を積極的に設け、より円滑な連携の在り方を模索していく。

#### (2) 部会活動全般

- ・ 調査研究活動（年報の発行や各種調査の実施）
- ・ 階層別研修の実施
- ・ 施設長会、各研究会を通じた部会運営 等

#### (3) 第70回記念全国乳児院協議会の共催 10月6～7日

【会員数：11事業所（3年2月末時点）】

## (14) 母子福祉部会

### <事業の目的>

母子世帯を取り巻く社会的状況が変化するとともに、地域での母子生活支援施設の果たすべき役割は広がっている。国や東京都の動向を注視しながら、会員施設間での情報共有・意見交換を行い、課題の整理・分析をすすめ、施策の充実に向けて東京都や関係機関への働きかけを行うとともに、母子生活支援施設の一層の機能強化に向けた検討・取組みをすすめる。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

- (1) 「地域に必要とされる母子生活支援施設づくりのために」をテーマとし、昨年度発足したプロジェクトを軸に専門委員会や従事者会と連携し、地域における母子生活支援施設の役割及び現状を明らかにし、部会内外へ母子生活支援施設について情報発信し、施設の活用推進をめざす。
- (2) 新型コロナや災害時における対応や地域への積極的な取組みについて検討していく。

### <当該年度の主な取組み>

- (1) 母子生活支援施設の実態把握と行政・地域への情報発信  
2年度に発足したプロジェクトと各専門委員会・従事者会が連携し、母子生活支援施設の実態把握ならびに行政・地域への情報発信に尽力していく。
- (2) 新型コロナや災害時の対応に関する情報交換の実施  
会議時間や開催回数の見直し図り効率的な組織運営をめざしていくとともに、オンライン会議を活用し新型コロナや災害時対応に関して適宜情報交換を行っていく。

【会員数：33 事業所（3年2月末時点）】

## (15) 婦人保護部会

### <事業の目的>

女性支援の新たな法的枠組の構築に向けて更なる検討を重ね、国や東京都への要望・提言活動につなげていく。

また、利用者支援の現況について、女性の人権確立の視点から検証し、相互に交流し合う中で婦人保護事業の原点を繰り返し確認していく。そうした取組みの具体化として、研修を企画・実施することにより、東京の婦人保護施設に働く職員全体の意識を高め、複雑化する利用者支援に対応した支援技術の向上を図る。

併せて、婦人相談員や、女性相談センター等行政機関、他部会や民間団体との意見交換を行い、問題意識や情報を共有化することにより連携を強めていく。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

女性支援の新たな法的枠組の構築に向けて、引き続き国や東京都の情勢を注視しながら要望・提言活動を行うとともに、さまざまな課題を抱える女性へ切れ目のない支援を行うため、行政機関や民間団体、関係部会との意見交換の場を増やし、一層の連携・協働をめざしていく。

### <当該年度の主な取組み>

複雑化し困難な課題を抱える女性に対する支援力を養成・向上するため定期的に研修会や職種別情報交換会を実施していく。また、婦人保護施設の実態調査を通じて支援の現況や課題を明らかにし、情報発信や提言を通じて関係機関に対して積極的に働きかけていく。

【会員数：5 事業所（3年2月末時点）】

## (16) 社会福祉法人経営者協議会

### <事業の目的>

社会福祉法人を取り巻く諸情勢に対応しながら、各施設種別における経営的課題を会員法人間で共有しつつ、今後求められる取組みについて役員会や委員会活動を中心に企画・実施を行う。共通の課題である、福祉人材の確保・育成・定着に関する支援や、地域における公益的な取組みの推進、災害対策、法人のガバナンス強化と今後の法人経営の在り方等を意識した活動をすすめる。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

現時点では終息が見えないコロナ禍における社会福祉法人を取り巻く諸情勢をふまえ、各施設種別における経営課題及び法人経営における課題を会員法人間で共有し、今後求められる取組みについて役員会や委員会活動を中心に企画・実施を行う。

### <当該年度の主な取組み>

役員会のほか、調査研究委員会、研修委員会、広報委員会の活動により、社会福祉法人の経営課題にかかる調査研究、研修の企画実施、会員への情報の提供を行う。また東京都経営青年会では、青年経営者等の資質向上を図るため、セミナー等を実施する。

【会員数：1099 法人（3年2月末時点）】

## (17) 更生保護部会

### <事業の目的>

更生保護事業団体との連携のもと、非行予防活動や社会復帰の支援をすすめる。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

地域における犯罪・非行防止に関連し、社協等との連携を密にして、犯罪・非行に関する取組みを展開する。

### <当該年度の主な取組み>

更生保護事業団体との連携

【会員数：5 団体（3年2月末時点）】

## (18) 住民参加型たすけあい活動部会

### <事業の目的>

住民参加型有償家事援助サービス等を行う住民参加型たすけあい活動団体は、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざし、制度では対応できない地域の多様なニーズに対して先駆的かつ柔軟できめ細やかなサービスを提供してきた。各地域において包括的な支援体制を確立し、地域共生社会づくりを着実にすすめることが求められる中、コロナ禍でも各団体がさらに地域の中で有効に活動展開できるよう、活動していく。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

コロナ禍における活動の継続や新たな地域生活課題への対応、区市町村での生活支援サービスの進捗状況、各住民参加型団体の動向などを情報交換・共有し、協議・学習を行うなど、住民参加型団体の活動に資する取組みを展開する。

### <当該年度の主な取組み>

情報交換会について、住民の主体的な活動の推進、担い手確保、コロナ禍での活動継続等を中心に実施する。また、会員以外の住民参加型団体にも参加を呼びかけ、会員拡充につながるよう働きかける。

【会員数：51 団体（3年2月末時点）】

## (19) 民間助成団体部会

### <事業の目的>

民間助成団体間の情報交換及びTVACとのつながりをつくり、民間助成団体と市民活動、民間福祉事業をつなげていく。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

ボランティア・市民活動団体等の取組みや東社協の部会・事業などの情報を提供し、より効果的な助成事業につなげていく。

### <当該年度の主な取組み>

さまざまな市民活動の情報を提供し、協議の場を設ける。

【会員数：26 団体（3年2月末時点）】

## 4 東京都民生児童委員連合会

### <事業の目的>

都内 401 の法定単位民児協により構成され、会員である都内 1 万人余の民生児童委員が、時代に即応して発展的・創造的な活動を展開できるよう連絡調整、研修、情報の収集と提供、調査、研究、広報等に関する総合的な事業を行い、東京都の社会福祉の推進に寄与する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

平成 29 年度から令和 8 年度までは、都内民生児童委員、民児協に共通する活動の方向性を示した「東京版 活動強化方策」（5 本の柱：①個別支援活動の向上、②班体制の確立、③民児協組織の強化、④児童委員活動の充実、⑤協働による地域福祉活動）を都民連の重点事業として位置付け、100 年の歴史ある実践を受け継ぐとともに、具体的取組みを展開する。

特に今年度は「新しい生活様式」を実践する中でも、民生児童委員活動を通じた地域とのつながりや仲間とのつながりが維持・継続・発展できるよう班活動の推進や普及・啓発事業、民生児童委員協議会組織の強化、児童委員活動の充実等に向け、各種事業を着実に遂行する。

また、活動強化方策のスローガン「仲間とつくる 地域のつながり」をもとに「東京らしい地域共生社会づくり」、「包摂・共生型の地域づくり」に向け、民生児童委員の役割を果たす。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 活動強化方策に基づく活動の推進【重点】

「新しい生活様式」下であっても活動強化方策に基づいた活動が実践できるよう、単位民児協会長が一堂に会する協議員総会において働きかけるとともに、活動強化方策推進委員会各地区ならびに都民連事業の進捗状況について確認する。

#### (2) ホームページやバス広告等を通じた民生児童委員活動の普及・啓発【重点】

関係機関・団体と連携しながら地域のつながりを途切らせることなく取り組んでいる工夫や班活動の活用については、ホームページや都民連だよりを通して周知するほか、コロナの状況下の取組みとしてまとめられるよう収集する。5 月の民生委員・児童委員の日 活動強化週間では、例年開催しているパレードに代わりバス広告の掲載等を行い、ホームページ等を活用しながら内外に広く普及・啓発を行う。 ※一部圏

#### (3) 実施方法を工夫した研修等の実施【重点】

研修の実施に当たっては、集合形式においては人数を減らし会場を見直すほか、対象者数が多い研修は動画配信形式を取り入れるとともに、内容をコロナの状況下の活動に引き付けるなど、喫緊の課題への対応を検討できるものとする。特に、3,800 名（都内民生児童委員約 4 割）が受講する現任（2）民生児童委員研修は「子どもの貧困」を取り上げ現状について学ぶとともに、地域にいる民生児童委員だからこそできることを考え合う機会をつくり、併せて児童委員としての意識向上を図る。さらに、地元民児協において研修の機会が減っている状況をふまえ、貸し出しを行っている視聴覚教材（DVD）を充実させる。 ※一部圏

### 〔主な研修実施予定〕

	元年度（改選期）	2 年度	3 年度（予定）
新任研修	2 回（各 3 日間、集合）、改選期 9 コース（各 3 日間、集合）※コロナで 3 コース中止（2・3 日目）	2 回（動画視聴）	4 回（各 2 日間、集合と動画視聴）
現任（1）研修	10 回（集合 1,198 名）	中止	14 回（集合 1,030 名）
現任（2）研修	2 回（集合 1,383 名）	中止	1 回（動画配信 3,800 名）
主任児童委員研修	6 回（集合 564 名）	中止	1 回（動画配信 828 名）
会長・副会長研修	2 回（集合 125 名）	1 回（動画視聴）	6 回（集合 410 名）

## 5 東京ボランティア・市民活動センター

### (1) 多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体的な参加の促進、支援

#### <事業の目的>

ボランティア活動や市民活動への参加を促進するために、活動を希望する市民からの相談に対応し、必要とする情報の収集、提供を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナの影響が大きいボランティア活動、市民活動において、多様な方法、ツールを通じてボランティアや市民活動に関する情報提供機能の強化を図る。特に、情報の収集から提供方法まで利用者の立場を考え、利用者が求める情報を求めやすい収集方法で提供できるよう、戦略的にセンターの情報発信力を高めていく取組みをすすめる。

また、企業のCSR活動などとおして社会人のボランティア活動への参加を促進するとともに、企業による社会貢献活動への取組みを支援するための相談やプログラム開発、情報提供、参加・協働の機会提供、啓発などを行う。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 多様な方法・ツールによるボランティア・市民活動の情報提供、相談の実施【重点】

ボランティア活動や市民活動への参加を促進するために、多様な方法（相談支援、ボラ市民ウェブ、情報誌「ネットワーク」冊など）、ツール（オンラインの利用など）を通じてボランティアや市民活動に関する情報提供をすすめる。

##### (2) オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動の地域定着の働きかけ

3年度は1年延期されたオリパラの開催年であり、オリパラにおけるボランティア活動が地域において定着できるような働きかけを東京都や大会関連団体等とも連携して取り組む。

また、2年10月に設立された「東京都つながり創生財団」と連携し、スポーツ関連などさまざまな分野のボランティア活動情報を提供している団体とのネットワークをすすめる。

##### (3) 企業におけるボランティア活動の推進圏や企業と協働した社会貢献事業の実施【重点】

多くの企業が集まる東京の特性を活かし、企業のボランティア活動、社会貢献活動を支援するため、引き続き情報提供、企業とNPOの連携が図れるような協働プログラムの推進、企業向けの社会貢献セミナーの実施などの事業を実施する。

##### (4) 夏の体験ボランティア事業の実施

夏の体験ボランティア事業は新型コロナの影響から、2年度は「夏のリモート・ボランティア2020」として実施した。3年度においても区市町村ボランティアセンターと連携し、実施方法を工夫して取り組む。

##### (5) その他事業

- ・学校、地域等における市民学習（福祉教育・ボランティア学習）の推進圏
- ・介護等体験事業の運営
- ・当事者ボランティア・市民活動推進事業 等

#### [相談件数]

(件)

	平成30年度	元年度	2年度
ボランティア活動希望に関する相談	596	868	308
NPO法人設立・運営に関する相談	7,871	6,452	2,685
ボランティアグループ等の運営に関する相談	2,576	3,520	1,252
社会貢献活動に関する相談	1,307	1,043	393

\* 2年度は3年1月末までの実績

## (2) 一人ひとりのより良い生活と地域社会をめざしているボランティア、NPO等の市民活動の推進、支援

### <事業の目的>

広く NPO・ボランティアグループの設立・運営に係る相談を受け、市民活動の促進を図る。  
また、都内のボランティア活動団体、NPO 法人等の市民活動団体が、地域の諸課題への取り組みをすすめるための支援を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

ボランティア活動団体や市民活動団体の多くが新型コロナによりさまざまな影響を受けている中で、諸課題に対応した支援をすすめる。相談対応はもちろんのこと、「ゆめ応援ファンド」による助成など、実態に即した支援策をすすめていく。

### <当該年度の主な取り組み>

#### (1) NPO 法人の設立・運営等に関する相談、講座等の実施

NPO 法人設立・運営相談及び認定 NPO 法人取得相談を継続して実施する。また、NPO 法人をはじめとする団体の設立・運営の基礎を、相談事業の中で蓄積したノウハウをもとに伝えていく。

#### (2) ボランティア基金「ゆめ応援ファンド」の運営と助成情報等の提供

新型コロナによる市民活動団体の状況把握を進め、「ゆめ応援ファンド」による効果的な支援を行う。一方、民間助成団体部会の運営を通して、情報の共有化などをすすめる。

### 〔ボランティア基金の配分実績〕

	平成30年度	元年度	2年度
応募数（単位：件）	88	121	62
応募金額（単位：円）	30,412,000	47,506,161	20,149,000
助成先（単位：件）	20	21	14
助成金額（単位：円）	6,572,000	6,513,000	5,017,000

### 〔緊急助成の配分実績〕

	2年度
応募数（単位：件）	217
応募金額（単位：円）	15,000,312
助成先（単位：件）	75
助成金額（単位：円）	6,043,000

### (3) 幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進

#### <事業の目的>

幅広くボランティア・市民活動団体などとのネットワークをすすめ、団体間のネットワーク構築や活動促進の支援を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

災害関連においては、東京都災害ボランティアセンターの連携のあり方について情報交換・意見交換を行う。また、アクションプラン推進会議の新団体設置に関して関係団体や東京都との検討協議をすすめる。

「市民社会をつくるボランタリーフォーラム TOKYO 2022」では、広く社会問題や地域での諸課題、ボランティア・市民活動団体の運営等に関するテーマを取り上げ、市民に伝え、ともに協議する場づくりを行うとともに、その中で、団体相互、団体と東京ボランティア・市民活動センターのネットワークづくりをすすめていく。

#### <当該年度的主要な取組み>

##### (1) 災害ボランティア活動の推進及び復興支援事業の推進【重点】

東京都災害ボランティアセンターにおける各団体等との連携のあり方について、アクションプラン推進会議において情報交換、意見交換を行う。あわせて、東京都総合防災部や生活文化局との協働方策についても協議をすすめる。

また、アクションプラン推進会議の新団体設置に関しては、東京ボランティア・市民活動センターへの影響や従来からの東社協としての災害対応との関わりを明確にするため、組織のあり方や意思決定、財源などを含め、関係団体や東京都との検討協議をすすめる。

##### (2) 「市民社会をつくるボランタリーフォーラム」の開催

「市民社会をつくるボランタリーフォーラム TOKYO 2022」では、オンラインなどのツールを利用するなど開催方法を工夫し、準備をすすめる。

##### (3) テーマ別市民活動団体との協働

地域で活動しているボランティア・市民活動団体を中心に、団体とセンターとのつながりをつくっていくとともに、団体間のネットワーク構築や活動促進の支援を行い、テーマ別（食事、移送、家族介護、民間相談機関）の市民活動の推進を図る。

#### [市民社会をつくるボランタリーフォーラム TOKYO 参加者数] (人)

	平成29年度	平成30年度	元年度	2年度
参加者数	850	920	919	673

#### (4) 区市町村ボランティア・市民活動センター等中間支援組織及び自治体と連携、協働した活動の推進

##### <事業の目的>

区市町村ボランティア・市民活動センターなどの中間支援組織や自治体担当者の会議の開催、コーディネーター研修などを通して課題を共有し、連携と協働をすすめる。

##### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

新型コロナの状況において、どのようにボランティア活動や市民活動を支援していくか、区市町村ボランティアセンターのセンター長会議・事務局連絡会議及び自治体ボランティア、NPO等市民活動担当者会議を開催し、課題の共有化をすすめていく。

区市町村ボランティア・市民活動センター（中間支援組織）コーディネーター研修について、内容や方法（オンラインの活用など）を工夫して開催する。

##### <当該年度の主な取組み>

#### (1) センター長会議・事務局連絡会議及び自治体ボランティア、NPO等市民活動担当者会議の開催圏

会議を通して課題を共有し、課題解決に向けた取組みの一環として、職員研修と関係づけた会議運営を行う。

また、自治体の市民活動推進担当者が、市民活動の推進に関わる動向を研修するとともに、各自治体の市民活動推進施策の情報交換を行う場を設け、NPO等の市民活動支援に必要な施策が具体化されていくことをめざす。

#### (2) 区市町村ボランティア・市民活動センター（中間支援組織）コーディネーター研修の実施

コーディネーター研修については、新任、中堅、管理職の階層別研修を実施し、継続的に事業、運営、管理の課題を解決する価値、知識、スキルを習得する場を提供する。

#### (3) その他事業

- ・区市町村ボランティア・市民活動センター実情調査の実施
- ・全国規模のネットワーク組織や広域のボランティア・市民活動推進団体との協働の推進
- ・地域の居場所づくり活性化推進
- ・ボランティア・市民活動団体への会議室及び機材の貸与圏 等

#### [コーディネーター研修参加者数] (人)

	平成30年度	元年度	2年度
新任研修（スタートアップ編）	62	59	42
中堅研修（実務ステップアップ編）	70	88	63
管理職研修（マネジメント編）	7	5	未実施
課題別研修（実務ゼミ編）	5	未実施	未実施

\* 2年度は3年1月末までの実績

## (5) 東京ボランティア・市民活動センターの組織、運営の強化

### <事業の目的>

運営委員会における事業運営に関する協議・検討などを通して、センターの組織・運営の強化を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

運営委員会では、東京ボランティア・市民活動センターの運営や主要事業の実施において、事業担当の運営委員との協議をふまえてすすめるよう、事業の進行管理を行う。

センターの運営、事業実施への東京都からの補助金の確保を行い、安定した運営ができるようにする。また、自主事業、助成金等の獲得により自主財源の確保を図り、社会課題に則した事業を柔軟に実施できるようにする。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 運営委員会・常任委員会の開催

運営委員会は定期的を開催し、新型コロナの課題を共有してセンターとしての支援策等を協議する。3年度はセンター創立40年の節目の年であり、これからの東京ボランティア・市民活動センターに向けた事業の振り返りをすすめる。

#### (2) その他事業の実施

センターの運営に必要な財源が確保できるよう、東京都との協議を密にすすめていく。

また、出版事業、サポーターの確保、「満点市場」の運営など、さまざまな関係者や団体との協働がすすむよう、各事業に取り組む。

## 6 東京善意銀行 圃

### <事業の目的>

都民・企業・団体からの現金、物品の寄附、催物の招待を預かり、預託者・施設等の要望を活かしながら社会福祉施設等につなげる取組みを行い、寄附文化の醸成、東京の社会福祉の増進を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

寄附者が必要とする情報を発信し、寄附の掘り起こしを図り、寄附文化の醸成に資する。

### <当該年度の主な取組み>

企業・団体や都民の寄附への理解と協力につながる情報の発信を強化する。ホームページ等を活用し、活用事例を紹介する等、寄附ニーズの情報発信を充実させる。

また、新型コロナ対策に配慮しながら、福祉施設と企業・団体等寄附者の相互理解を深める取組みを行う。

### 〔寄附受入実績〕

		平成 29 年度	平成 30 年度	元年度	2 年度
現金寄附 (募金箱含む)	件 数	1,194 件	1,218 件	1,158 件	577 件
	金 額	46,827,815 円	31,282,312 円	36,348,596 円	16,443,715 円
物品寄附	件 数	136 件	140 件	99 件	103 件
	物品点数	283,233 点	158,730 点	116,159 点	661,786 点
	(評価額)	(298,684,370 円)	(69,257,039 円)	(78,721,443 円)	(160,620,022 円)
招待寄附	件 数	213 件	218 件	186 件	23 件
	招待人数	12,949 人	16,652 人	12,414 人	1,266 人
	(評価額)	(47,182,508 円)	(68,452,840 円)	(47,470,660 円)	(3,507,400 円)

\* 2 年度は 3 年 1 月末実績

## ＜4＞地域の取組みの支援と普及

### 1 区市町村社会福祉協議会との協働

#### ＜事業の目的＞

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、3年4月から施行される。これにより「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を実施する重層的支援体制整備事業が創設され、各区市町村の実情に応じた体制づくりがすすめられる。そうした中、「東京らしい地域共生社会づくり」、「包摂・共生型の地域づくり」に向け、区市町村社会福祉協議会（以下、社協）が地域福祉推進の中核的団体として、その役割を発揮できるよう活動・組織強化に向けた支援を行う。

#### ＜当該年度の事業目標・事業のねらい＞

地域づくりが施策化され、各区市町村における検討がすすめられる中、社協がこれまでの取組みをふまえて、役割を果たしていくため、検討・協議すると共に具体的な実践を推進する。また、コロナ禍において生活が困窮する人等への相談・支援に取り組む区市町村社協に対し、その課題を明らかにした上で、必要な支援を行う。

#### ＜当該年度の主な取組み＞

##### (1) 「東京らしい地域共生社会づくり」「包摂・共生型の地域づくり」を目指した調査研究、研修、情報提供、部会運営の実施

重層的支援体制整備事業が新たに創設され、各区市町村において、地域の実情に応じた包括的支援体制の構築がすすめられる中、「東京らしい地域共生社会づくり」、「包摂・共生型の地域社会づくり」をめざして、調査研究、研修、情報提供、部会運営等の取組みを行う。

##### ① 「包括的支援体制づくりにおける社協戦略会」の実施【重点・新規】

各区市町村において包括的支援体制の構築をすすめるにあたり、社協が取り組んできた住民主体の地域づくりをふまえ、今後の方向性と役割を明確にすることをめざし、「包括的支援体制づくりにおける社協戦略検討会」を行う。

##### ② 「民生児童委員、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等」の実施【新規】

民生児童委員、社会福祉法人、社協の三者を核としたチーム方式の地域福祉推進体制「東京モデル」を推進するため、「民生児童委員、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等」を新規に実施する。

##### ③ 社会福祉法人の連携による地域ネットワークの推進

社会福祉法人の連携による地域（区市町村域）における地域公益活動を推進するための地域ネットワークは、2年度に51地区となり、地域づくりをすすめるコーディネーター等との連携、さらなる活動の推進を図るため、情報交換会や個別支援を行う。

##### ④ その他の取組み

地域福祉を取り巻く動向等をふまえ、コロナ禍においてもオンライン会議や動画配信等を活用し、必要な情報提供や協議、人材育成をすすめる。

- ・「包括的支援体制及び地域福祉（活動）計画に関する情報交換会」
- ・地域づくりをすすめるコーディネーター等連絡会

- ・新任事務局長研修、新任職員研修、社協職員基礎研修、会長・役員・事務局長研究協議会、運営管理研修、地域福祉フォーラム（職員連絡会との共催）等の研修の実施
- ・社協便覧、社協ニュース、区市町村社協データブックの発行等による情報提供
- ・社協部会（代表者会議）・委員会、事務局長会・幹事会、課長・係長会、職員連絡会等による部会運営

〔区市町村社協における地域づくりをすすめるコーディネーター配置状況〕 (地区)

	平成 30 年 8 月	元年 6 月	2 年 10 月
地域福祉コーディネーターを配置	6	6	6
地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターを配置（兼務含む）	23	26	27
生活支援コーディネーターを配置	15	14	13

〔区市町村社協に配置されたコーディネーター数〕 (人)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
地域福祉コーディネーター	204	207	241
生活支援コーディネーター	(データなし)	185	192
合 計		392	433

〔区市町村における社会福祉法人の地域ネットワーク化の状況〕 (地区)

	平成 29 年 12 月	平成 30 年 8 月	元年 6 月	2 年 10 月
ネットワーク立ち上げ済	30	38	41	45
社協が準備中	14	12	10	6
合 計	44	50	51	51

## 2 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成等

### <事業の目的>

東京における地域共生社会づくりを推進するため、地域課題をふまえて、住民等とともに必要な活動を開発し推進する「地域支援」、制度の狭間の個別ニーズにインフォーマルサービスと協働して解決を図る「個別支援」、また、解決できない課題をふまえて政策や制度の改善をめざして「しくみづくりとソーシャルアクション」を行うコーディネーターを養成する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施において、重要な役割が期待される地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの養成を通じて、各区市町村における地域づくりの取組みを推進する。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 地域福祉コーディネーター等養成研修

平成 23 年度から開始した本会独自の「地域福祉コーディネーター等養成研修」は、①基礎編(半日)、②実践編(4日)、③実地研修編(3日+グループスーパービジョン)のカリキュラムで実施する。2年度は、新型コロナの影響により、③実地研修編を実施できなかったため、3年度は方法等を検討し、実施をめざす。

#### (2) 生活支援体制整備強化事業

東京都の委託事業である「生活支援体制整備事業」は、本会における受託4年目を迎え、これまで実施してきた「生活支援コーディネーターの養成研修」に加え、新たに「事業運営アドバイザー派遣事業」、「実施区市町村の情報交換会」を実施する。【新規】

養成研修・情報交換会・個別相談を一体的に展開することで、区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。

#### 〔地域福祉コーディネーター養成研修 受講者数〕 (人)

内 容	平成 30 年度	元年度	2 年度
基礎編	※128	93	98
実践編 (4日延べ)	164	154	162
実地研修編	10	7	(中止)

※基礎編は、平成 30 年度のみ、社協の他、社会福祉法人、自治体職員を対象を拡大して実施。

#### 〔生活支援コーディネーター養成研修 受講者数〕 (人)

内 容	平成 30 年度	元年度	2 年度
初任者研修(2日×2コース延べ)	339	331	299
現任者研修Ⅰ(6日延べ)	308	328	228(1月27日時点)
現任者研修Ⅱ(延べ)	6コース 31	8コース 30	4コース 36

#### 〔生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置状況〕

内 容	平成 30 年度	元年度	2 年度
第1層生活支援 コーディネーター (第2層と兼務含む)	84名(52区市町村)	91名(54区市町村)	100名(58区市町村)
第2層生活支援 コーディネーター	366名(32区市)	435名(36区市)	482名(37区市)
第1層協議体	44区市町村	49区市町村	49区市町村
第2層協議体	29区市	32区市	41区市

### 3 社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動の推進 （「東京都地域公益活動推進協議会」の一部再掲）

#### <事業の目的>

地域における福祉課題の解決に向け、社会福祉法人、区市町村ネットワーク、東京都域の3つの層による地域公益活動の取組みを推進する。また、3か年ビジョンをふまえ、令和4年度に向けて全法人・全加入の組織を目指すとともに、「広域ネットワーク」としての推進協の役割を明確化し事業を推進する。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

取組みを通じてチーム方式の地域福祉推進体制「東京モデル」を推進し、各地域における地域共生社会づくりをすすめる。

#### <当該年度的主要な取組み>

「民生児童委員、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等」の実施【新規】や、地域づくりをすすめるコーディネーター等との連携、さらなる活動の推進を図るための情報交換会や個別支援を行う。<再掲>

## ＜5＞情報発信と提言

### 1 調査研究

#### ＜事業の目的＞

本会のネットワークとそこでの協働を活かして、東京の福祉課題の実態を把握し、解決に向けた取組みの検討を行い、広く情報発信や提案などを行う。

#### ＜当該年度の事業目標・事業のねらい＞

特に他業種からの転職者等の未経験者に対する人材確保・育成・定着に資する取組みを行う。また、福祉の仕事やその魅力の可視化につながる取組みをすすめる。

#### ＜当該年度の主な取組み＞

##### (1) 他の業界からの転職者等の未経験者の確保・育成・定着に資する検討とツールの作成【新規】

コロナ禍において福祉業界への転職者が増加する状況を念頭に、局内ワーキングを設置して、新入職員のうち特に未経験者へのヒアリングを行い、その職員の傾向等について分析、検討する。また、そうした人材の確保・育成・定着に資するツールの作成を行う。

##### (2) 福祉の魅力の可視化プロジェクト

新型コロナの影響で学生の実体験の機会が減少する現状もふまえ、「福祉の魅力可視化プロジェクト」において、中学生の職場体験等、さまざまな場面で活用できる「福祉の仕事の魅力を伝える冊子」（2年度作成）と連動した動画の作成、充実を図り、ホームページで発信する。

#### 【「福祉の魅力可視化プロジェクト」におけるこれまでの主な取組み】

	元年度	2年度
福祉の魅力可視化プロジェクト	「中学生の職場体験受入れハンドブック」を活用した普及推進と解説動画の作成	「福祉の仕事の魅力を伝える冊子」の作成

## 2 戦略的広報事業

### <事業の目的>

福祉課題とそれに対応する実践の可視化と身近な地域における情報発信を強化する。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

「ふくし実践事例ポータル」や「福祉広報」等を通じて、各社会福祉法人・施設による事例の発信を推進する。東社協の情報については、情報発信担当者連絡会を通じて、局内各部署における情報発信の現状や課題を共有し、広報戦略に基づいた情報発信を推進する。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 福祉課題や実践方策に関する情報の集約と蓄積（戦略1）

東社協の事業活動を通じて把握した地域における区市町村社協、社会福祉法人・施設、また、地域の担い手も含めた実践事例を集約し、「ふくし実践事例ポータル」へ蓄積、掲載をすすめる。

#### (2) 身近な地域における社協、社会福祉法人・施設による情報発信の強化（戦略2）

上記で集約した事例を、区市町村社協、法人、事業所等が二次利用することを促進するなど、地域への情報発信の取組みを支援する。

#### (3) 東社協における広報戦略に基づく情報発信体制の強化（戦略3）【重点】

局内に「情報発信担当者連絡会」を設置し、各部室における情報発信の現状や課題を共有する。特に、部室で実施する事業を、企画、運営にとどまらず、情報発信まで計画的に行えるような事業運営を行う。

### 3 インターネットを活用した情報発信

#### <事業の目的>

東社協の団体情報、各事業内容、出版物・研修等の新規情報及び福祉全般の情報、利用者支援情報を掲載するとともに、地域における取組み等を積極的に情報発信する。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

公式サイトにより東社協の情報を適切に公開するとともに「ふくし実践ポータル」「福祉広報」「メールマガジン」「フェイスブック」等と連携した広報活動を展開する。

都民や福祉関係者に対し、さらに分かりやすく情報を発信するため、ウェブサイトのリニューアルを行う。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) インターネットを活用した情報発信方策の検討【重点】

局内の「情報発信担当者連絡会」を活用し、都民向けの情報発信の改善等に向け、災害時の迅速かつ分かりやすい情報提供ややさしい日本語での表記等の機能を新たに備えるため、ホームページのリニューアルを行う。

##### (2) ウェブサイト、フェイスブック、メールマガジン等による情報発信

#### 〔ホームページ利用状況〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
年間利用件数	2,028,313	1,895,174	3,849,793
メールマガジン登録者(人・団体)	1,937	1,917	1,927

\* 2年度は3年2月末までの実績

### 4 福祉広報(本会の機関紙及び都民・利用者・関係者への広報紙)

#### <事業の目的>

東社協機関誌として、多様な福祉情報の提供と新たな福祉課題に関する課題提起を行う。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

他の情報発信媒体との連携により、効果的な情報発信をすすめる。

#### <当該年度の主な取組み>

毎月 13,500 部発行し、施策動向や各法人・事業所、地域活動団体等の取組み、東社協内の取組み等を分かりやすく情報提供する。

また、そこで掲載した事例を「ふくし実践事例ポータル」に蓄積したり、「ふくし実践事例ポータル」の事例を福祉広報に掲載したりするなど、両者を連携させながら情報発信する。【重点】

#### 〔発行部数〕

(部)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
福祉広報	13,200	13,300	13,450

\* 2年度は3年1月末までの実績

## 5 出版事業

### <事業の目的>

福祉サービス提供事業者、従事者、利用者、都民等を対象とした福祉関連図書を発行する。また、普及啓発のため、インターネットを活用し、販売促進活動の強化に努める。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

本会事業や部会活動等における取組みや成果等の発信、また、経営支援等の観点から、新刊・改訂図書の発行を行う。

また、本会の役割をふまえた出版事業のあり方を検討するとともに効果的な販売体制の導入及び確実な在庫管理のための体制を構築する。

### <当該年度の主な取組み>

#### (1) 福祉図書の出版

事業や部会活動等の成果や地域福祉活動等の情報発信、福祉施設・事業所の経営支援に資することなどを目的に、年間 15 点程度の新刊・改訂図書の発行を行う。

#### (2) 出版事業の見直し【重点】

購入形態の変化や売上の減少等の状況をふまえて、現在、本会窓口、通販、書店で行っている図書販売のしくみ全体を見直してオンライン通販を推進し、新たな決済手段を導入する。併せて受注から在庫管理までをより効果的かつ確実に行えるよう、ホームページ、販売管理システム、業務フロー等の見直しを行う。

#### 〔出版点数〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
年間出版点数 (新刊・改訂・増刷含む)	12	15	13

\* 2 年度は 3 年 2 月末までの実績

## 6 東京都社会福祉大会

### <事業の目的>

東京における社会福祉の発展に功績のあった関係者を顕彰し、感謝の意を表するとともに、社会福祉の啓発、普及を図る。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

式典の開催方法を見直し、新型コロナ対策に配慮しつつ開催をめざす。

### <当該年度の主な取組み>

第 70 回東京都社会福祉大会を東京都、東京都共同募金会との共催で開催し(12 月 24 日予定)、東京都会長表彰、感謝状の表彰者を選考委員会において選考する。

70 回の記念大会であることから、新型コロナへの対策を講じて開催できるよう、都、都共募との検討をすすめる。【重点】

#### 〔表彰・感謝状贈呈数〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
東社協会長表彰	122	136	142
東社協会長感謝	550	618	565

## 7 地域福祉推進委員会

### <事業の目的>

部会・連絡会、東社協各事業の取組み結果を集約し、福祉サービス提供事業者、東京都・区市町村行政に対し、地域福祉推進のための取組みを「提言」としてまとめる。また、東社協が地域福祉推進の観点から取り組むべき事業の提案を行う。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

東京における福祉課題を広く議会・行政・施設・団体へアピールし、新しい福祉のしくみ、取組みの構築を促進する。

### <当該年度の主な取組み>

(1) 提言 2021 の作成及び関係各所への配布、普及活動の実施

(2) 提言2022作成に向けた取組み

提言2022作成に向けた、部会・連絡会活動、東社協事業の実施。委員会及び専門委員会の開催（専門委員会の1つである地域福祉推進検討ワーキングでは、東京における包括的支援体制の構築に資するテーマを検討・議論していく）。

### 〔主な実績〕

(件)

	平成 30 年度	元年度	2 年度
委員会提言 テーマ	<p>○東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について（中間まとめ）</p> <p>○魅力ある職場づくりのすすめ方</p> <p>○東京における災害時要配慮者支援の整備促進に向けて</p>	<p>○東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について（最終まとめ）</p> <p>○福祉人材の確保・定着・育成に関する提言</p> <p>○福祉施設における災害時の利用者と地域の高齢者・障害者・子どもたちへの支援の構築～「災害に強い福祉」の推進～</p> <p>○「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の推進について</p>	<p>○新型コロナに関する福祉施設・事業所等への支援について</p> <p>○ウィズコロナ・アフターコロナにおける地域福祉の推進について</p>

## <6>東社協法人基盤の強化

### 1 法人運営の強化

#### <事業の目的>

社会福祉法人制度改革の趣旨に対応した法人運営をすすめるとともに、社会福祉をめぐる大きな社会状況の変化に対応して本会が求められる役割を担っていくために、役員会運営を中心とした法人運営の強化を図る。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

役員定数の見直し後の改選事務を適切にすすめる。

計画期間の最終年度となる現在の中期計画については、総合企画委員会による推進評価をふまえ、現中期計画の最終年度としての取組みを確実にすすめ、重点目標にかかる成果を可視化する。

また、今後の東京における新型コロナ後の地域生活課題や社会状況をふまえ、本会が東京の福祉に対して積極的な役割を果たしていくことを目指し、次期（令和4～6年度）中期計画の策定を行う。

#### <当該年度的主要な取組み>

##### (1) 評議員会・理事会・監事会・評議員選任解任委員会の開催

定款等の諸規則に基づき、適切な運営に努めるとともに、役員定数の見直し内容に合わせた改選事務を行う。【重点】

##### (2) 中期計画の推進評価及び策定【重点】

3年度までの中期計画における重点目標の到達状況について、総合企画委員会等で推進評価を行う。また、その状況も念頭に、会員、関係者の意見集約を行いながら、次期中期計画の策定を行う。

##### (3) 総合企画委員会の開催【重点】

現在の中期計画の推進評価及び次期中期計画策定に関する検討を行う。また、今後の総合企画委員会の役割・機能についての検討を行う。

##### (4) その他

- ・会計監査人監査の実施
- ・内部管理体制の強化  
内部監査の実施等により、法人のガバナンスの強化を図る。
- ・福祉基金の運営

#### 中期計画テーマ

	平成 28～30 年度	平成 31 年度～3 年度
共通目標	協働をすすめ、地域の課題解決力を高める	東京らしい地域共生社会づくり

## 2 「地域における公益的な取組み」の実施

### <事業の目的>

社会福祉法第 24 条第 2 項で規定されている社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の実施について、その責務を果たすべく既存の制度の枠組みにとらわれない積極的な取組みに努める。

### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

都道府県圏域の社会福祉協議会である本会の特性をふまえた取組みをすすめる。

### <当該年度の主な取組み>

社会福祉協議会の特性を生かし、以下の取組みをすすめる。

- ① 各事業を通じて得たノウハウを地域づくりに活かす
- ② 必要性に応じ、既存の制度の枠組みを超えた法人としての取組みを行う
- ③ 事業の利用者をめぐる福祉ニーズを的確に把握し、既存の制度では対応が困難なニーズについて関係機関と連携した解決をめざす
- ④ 現在の利用者に限らず、予防的な支援の必要性を明確にしながら取組みをすすめる
- ⑤ 人材育成や担い手づくりなどの間接的な支援、関係機関とのネットワークづくり、災害時に備えた福祉支援体制づくりなどの環境整備をすすめるなど

また、「東京都地域公益活動推進協議会」の運営を支援する。特に社会福祉法人による三層（各法人・地域・広域）の取組み支援のため、推進協議会として実施する取組みと連携し、本会として社会福祉法人のネットワークづくりや取組みへの支援を行う。

### 3 事務局運営の強化

#### <事業の目的>

効果的かつ適正な事務局運営及び財政の強化を図り、本会に求められている役割を担っていく。

#### <当該年度の事業目標・事業のねらい>

本会に求められている役割を果たせる職員の確保・育成・活用をすすめる。また、災害発生時の事務局内の体制、取組みをBCPとして策定するなど、災害対策を推進する。加えて、本会の保有する情報資産を守るための情報セキュリティ対策の強化を図る。

#### <当該年度の主な取組み>

##### (1) 職員育成の取組み【重点】

平成 31 年 3 月に策定した「東社協の基本的な役割と機能に基づく求められる職員像」に基づき、職員研修体系の見直しをすすめるとともに、研修の企画、実施を行う。

##### (2) 災害時 BCP の見直し、策定【重点】

事務局全体及び部室ごとに BCP を策定、整理し、災害に備えた訓練、備品等の整備をすすめる。

##### (3) IT 環境の整備【重点】

新型コロナ対策としてオンラインによる会議、研修が増えていることから、その環境整備をすすめる。

このことも念頭に情報セキュリティ対策をすすめ、特に、各部室における実施手順の策定を行う。

##### (4) その他

- ・ 人事給与制度の適正な運営及び労働法に基づいた労務管理の実施
- ・ 障害者雇用促進法に基づいた障害者雇用の推進
- ・ 企画調整会議等、局内会議の開催
- ・ 中期計画の推進評価及び次期中期計画の策定（再掲）
- ・ 予算管理の徹底、経営戦略の策定など、経営強化の取組みの推進
- ・ 自主財源の確保、経費削減、資産の適正な監理・運用

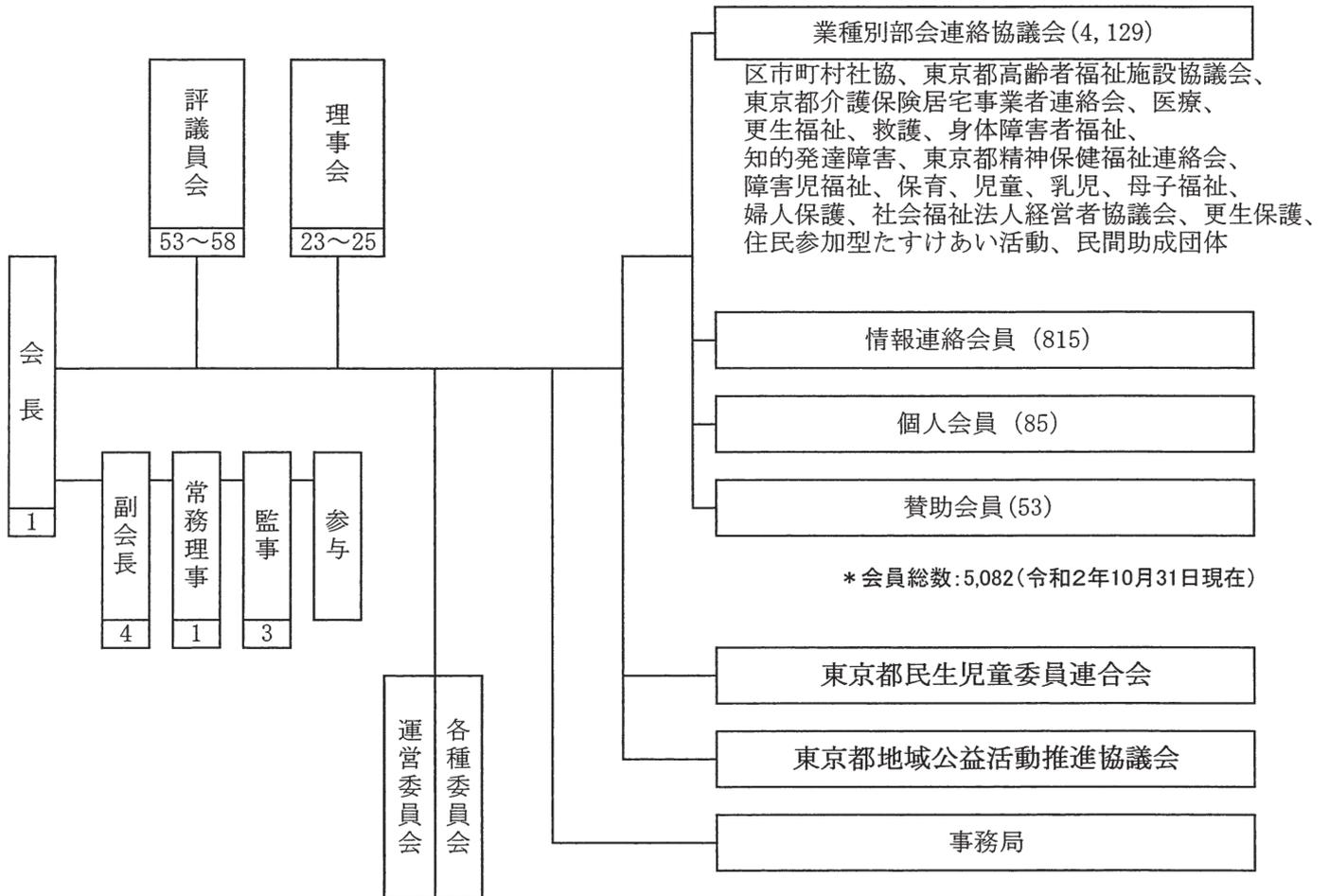
#### 【これまでの主な取組み】

	平成 30 年度	元年度	2 年度
人材育成	「職員育成・評価」局内 PT 設置	東社協職員像の策定	職員像をふまえた職務行動評価基準の見直し
BCP 策定	中期計画にて災害時の基本方針を策定	災害対策推進委員会にて初動対応の確認	—
情報セキュリティ対策	情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づくセキュリティ対策の検討	情報セキュリティ対策基準の検討	OA 対策委員会による情報セキュリティ対策基準の策定

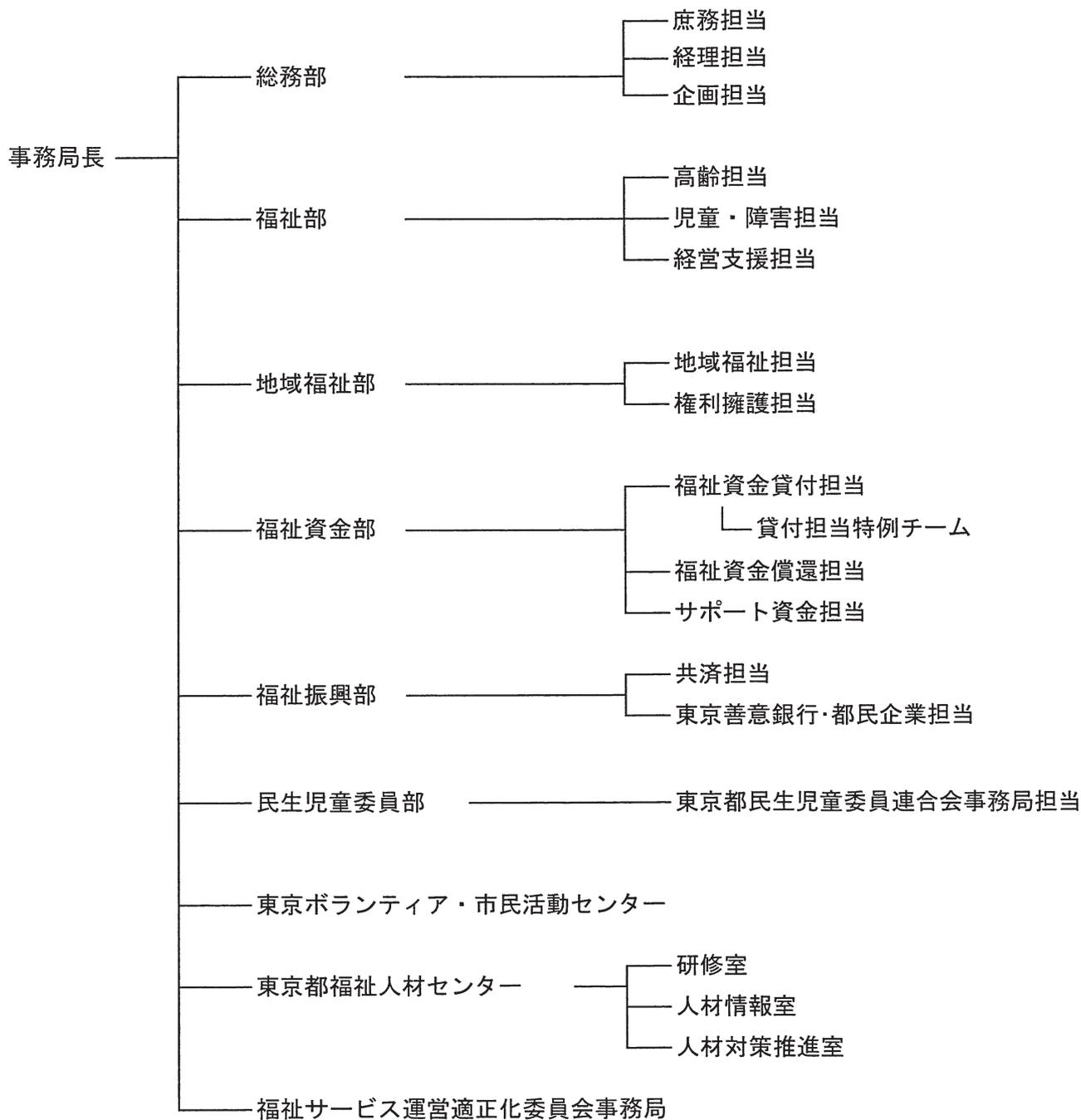
\* 2 年度は 3 年 1 月末までの実績

(資料) 令和3年度 東京都社会福祉協議会 法人組織 (令和3年4月1日現在)

- 設立年月日 昭和26年1月8日
- 設立認可年月日 昭和30年11月16日
- 事務所所在地 東京都新宿区神楽河岸1番1号



(資料) 令和3年度 東京都社会福祉協議会 事務局組織 (令和3年4月1日現在)



令和3年度 東京都社会福祉協議会 主要会議日程

日程	会議名
令和3年6月9日（水） 6月25日（金） 6月25日（金） 10月26日（火） 10月27日（水）	理事会 定時評議員会 臨時理事会 理事会 評議員会
12月24日（金）	東京都社会福祉大会
令和4年1月7日（金）	新年賀詞交歓会
3月23日（水） 3月24日（木）	理事会 評議員会

# 令和3年度 事業計画書

令和3年3月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1  
TEL 03-3268-7171 FAX 03-3268-7433





